

会 議 録 目 次

平成18年第2回海田町議会6月定例会（第1日目）

平成18年6月7日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報告第3号 平成17年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書	
	（4）報告第4号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について	
日程第4	承認第1号 専決処分をした事件の承認について （海田町税条例の一部を改正する条例）……………	2 6
日程第5	承認第2号 専決処分をした事件の承認について （平成18年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号））……………	3 2
日程第6	一 般 質 問……………	3 6
	（延 会）……………	8 6

平成18年第2回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成18年6月7日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 6月7日 (水) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 久留島 元 生      | 2番  | 三 宅 総一郎 |
| 3番  | 岡 田 良 訓      | 4番  | 西 田 祐 三 |
| 5番  | 渡 辺 善 隆      | 6番  | 桑 原 克 之 |
| 7番  | 多 田 雄 一      | 9番  | 西 山 勝 子 |
| 10番 | 宮 坂 二 郎      | 11番 | 河 野 道 昭 |
| 12番 | 崎 本 広 美      | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉        充 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治      |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 久留島 元 生      | 2番  | 三 宅 総一郎 |
| 3番  | 岡 田 良 訓      | 4番  | 西 田 祐 三 |
| 5番  | 渡 辺 善 隆      | 6番  | 桑 原 克 之 |
| 7番  | 多 田 雄 一      | 9番  | 西 山 勝 子 |
| 10番 | 宮 坂 二 郎      | 11番 | 河 野 道 昭 |
| 12番 | 崎 本 広 美      | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉        充 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治      |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------------|---|---------|
| 町 | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 理 | 事 | 山 本 義 彦 |
| 企 画 部 | 長 | 永 海 房 雄 |
| 総 務 部 | 長 | 園 山 純 |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 内 田 和 彦 |
| 建 設 部 | 長 | 児 玉 正 克 |
| 企 画 課 | 長 | 大久保 裕 通 |
| 財 政 課 | 長 | 臼 井 真 |
| まちづくり推進課 | 長 | 木 原 晴 彦 |
| 総 務 課 | 長 | 西 本 徹 郎 |
| 税 務 課 | 長 | 朝 倉 登司雄 |
| 生 活 安 全 課 | 長 | 金 子 幹 雄 |
| 福 祉 課 | 長 | 窪 地 満 |
| 高 齢 福 祉 課 | 長 | 加 藤 一 生 |
| 都 市 整 備 課 | 長 | 久 保 伸 一 |
| 建 設 課 | 長 | 畠 山 隆 |
| 下 水 道 課 | 長 | 野 間 宏 紀 |
| 教 育 委 員 | 長 | 瀧 川 昌 俊 |
| 教 育 | 長 | 正 木 洋 |
| 教 育 部 | 長 | 中 野 潔 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 青 木 基 秀 |
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 青 木 義 和 |
| 参 事 | | 木 原 正 博 |
| 住民活動センター室長 | | 佐々木 正 樹 |
| 収 税 対 策 室 長 | | 細 川 真 二 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
| 主 幹 | 濱 吉 計 守 |
| 主 事 | 中 村 修 介 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

(3) 報告第3号 平成17年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

(4) 報告第4号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について

日程第4 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）

日程第5 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（平成18年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号））

日程第6 一 般 質 問

日程第7 第32号議案 工事請負契約の締結について（海田東第3国信地区污水管新設工事（18-1）1工区）

日程第8 第33号議案 工事請負契約の締結について（海田東第1寺迫地区污水管新設工事（18-2）1工区）

日程第9 第34号議案 工事請負契約の締結について（砂走第1畝2丁目地区污水管新設工事（18-3））

日程第10 第35号議案 海田町条例の左横書き及び用語等の整備に関する措置条例の制定について

日程第11 第36号議案 海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第12 第37号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 第38号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第39号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 第40号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 第41号議案 海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の制定について

日程第17 第42号議案 平成18年度海田町一般会計補正予算（第1号）

日程第18 第43号議案 平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第19 第44号議案 平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成18年第2回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第19に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、13番、前田議員、14番、住吉議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月9日までの3日間と決めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時 0 1 分 休憩

午前 9 時 0 3 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から 6 月 9 日までの 3 日間と決しております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第 3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております。3 月定例会以降の主なものについてご報告させていただきます。まず、5 月 23 日から 24 日まで、第 31 回全国町村議会議長会の議長研修が行われました。続きまして、6 月 1 日に国道 2 号東広島安芸バイパス・広島南道路建設促進期成同盟会総会が、6 月 6 日には県道矢野安浦線整備促進協議会総会が開催され、それぞれ出席いたしました。以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日は多忙のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。3 月定例議会後の行政執行の状況についてご報告申し上げます。

初めに、海田町町内循環コミュニティバスについてでございますが、気候が穏やかになるにつれて乗客数が増加し、4 月にはこれまでで最高の 1 便平均約 15 人の利用がありました。また、4 月 28 日に開催した町内循環コミュニティバス検討委員会において複数の運行ルート案についてご議論いただいたところ、委員会としては、2 つの新たな運行ルートを段階的に実施し、利用実績などを見きわめながら最終的な方針を定めていくこととするとの結論に達しました。これを受けて、まず、6 月 1 日から新たに三迫 2 丁目までルートを延伸するとともに、これまで町道 2 号線を経由していたルートから、旧山陽道を経由する当初のルートに変更したところでございます。また、8 月 1 日から、アンケート調査等において町民の皆様からご要望が多かった東広島バイパスや大正町・南大正町を経由するため、東広島バイパスを境として北コースと南コースに分割し、一巡する新たなルートにより実験運行を行う予定であり、現在、関係機関との協議を行っているところでございます。

次に、10月9日に総合公園で実施を予定しております海田町制施行50周年記念事業でございますが、住民ボランティアの方々を中心とした海田町制施行50周年記念事業実行委員会を立ち上げました。住民の方々のアイデアを十分いただきながら、協力・協働して盛り上げていくイベントとするよう努めてまいります。

続きまして、広島県の事務移譲についてでございますが、福祉事務所に関する事務の移譲については、安芸郡4町での広域対応について検討を進めることを安芸郡町長会で確認をしたところでございます。今後は、経費や人員などを精査し、本当に事務を受けることができるかどうかを共同で検討してまいりたいと思います。

次に、4月から、税金及び水道料金等のコンビニエンスストア収納を開始いたしました。町内はもちろん、全国のコンビニ店舗で24時間いつでも納付いただけることにより、納付の利便性と収納率の向上につながるものと期待いたしております。

続きまして、水防対策については、これから本格的な梅雨の時期を迎え、大雨等による被害が懸念されます。これらの被害を未然に防止するため、それぞれの所管する施設等について安全確認と災害予防策に万全を期すよう指示しているところでございます。なお、土砂災害危険箇所のパトロールにつきましては、6月12日に県と合同で実施する予定でございます。また、水防工法技術の習得・向上を図るため、5月21日には消防団員を、5月24日と29日には町職員を対象とした水防訓練を実施し、災害が発生したときには迅速な対応をすることといたしております。さらに、消防署等の関係機関との連携強化に努め、安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、海田地区消防組合の解散、広島市への事務委託につきましては、4月26日に1市3町の正副管理者会議が開催され、委託については正副管理者とも前向きな姿勢でありましたが、最終的な合意には至っていない状況でございます。

続きまして、広島ガステクノ株式会社の再資源化施設でございますが、3月17日に町と公害防止協定を締結し、6月10日から本格稼働をされる予定でございます。なお、操業時の排出ガス等につきましては、協定に基づき、定期的に報告を受けることとなっております。

次に、環境の日と定められている6月5日に海田市駅南口及び北口で環境の日キャンペーンを行い、海田町美しいまちづくり条例のPRを行いました。条例の内容等につきましては、5月、6月の広報かいたでもお知らせしていますが、引続き啓発に努めてまいります。

続きまして、福祉センターにつきましては、４月１日から指定管理者制度を導入し、海田町社会福祉協議会に管理運営をお願いしております。今後も町民の方がよりよいサービスの提供が受けられるよう連絡を密にしていきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、報告２件、承認２件、契約認定３件、条例制定２件、条例改正５件、補正予算３件を提出しております。どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（原田）続きまして、報告第３号、平成17年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第３号、平成17年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書。平成17年度海田町一般会計補正予算（第７号）で議決をいただきました町道６号線道路改良事業外６件の繰越明許費について繰越計算書を調製いたしましたので、報告いたします。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、報告第３号、平成17年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。報告第３号は、平成17年度海田町一般会計補正予算（第７号）で議決をいただきました繰越明許費の繰越計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、議案書１ページの繰越計算書の内容についてご説明いたします。まず、町道６号線道路改良事業につきましては、道路用地の取得に伴う土地の引き渡しは18年度になるため、用地購入費及び物件移転補償費を合わせて2,738万円を繰り越したものでございます。財源は、国庫支出金が1,061万5,000円、一般財源が1,676万5,000円でございます。次に、町道258号線道路改良事業につきましては、平成18年度末に国庫補助事業としての採択を受け、18年３月から着手しておりますが、道路用地の取得に伴う土地の引き渡しは18年度となるため、用地購入費及び物件移転補償費を合わせて5,786万7,000円を繰り越したもので、財源は、国庫支出金が4,283万8,000円、町債が1,070万円、一般財源が432万9,000円でございます。次に、広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、広島県において事業を実施しておられますが、事業の一部が18年度に繰り越されたことに伴い、県に支払う負担金677万8,000円を繰り越したもので、財源は全額一般財源でございます。なお、議決をいただいた繰越明許費の額より20万2,000円少ない



繰越額となっておりますが、県の事業費の精算による変更でございます。次に、新開蟹原線道路改良事業につきましては、道路用地の取得に伴う土地の引き渡しは18年度になるため、用地購入費及び物件移転補償費を合わせて6,424万6,000円を繰り越したもので、財源は、町債が5,780万円、一般財源が644万6,000円でございます。なお、議決をいただいた繰越明許費の額より2,785万4,000円少ない繰越額となっておりますが、繰越予定のうち一部の道路用地が17年度中に引き渡しされたことによる変更でございます。次に、海田臨港線整備事業につきましては、広島県において事業を実施しておりますが、事業の一部が18年度に繰り越されたことに伴い、県に支払う負担金を300万円繰り越したもので、財源は全額一般財源でございます。次に、海田東小学校アスベスト除去事業につきましては、早急な対応が必要であるとして、補正予算に計上し、平成18年3月から事業に着手しておりますが、事業の完了が18年度になるため、工事請負費を1,617万円繰り越したもので、財源は、国庫支出金が542万4,000円、町債が1,070万円、一般財源が4万6,000円でございます。次の海田中学校アスベスト除去事業につきましても同様に、工事請負費を470万円繰り越したもので、財源は、国庫支出金が157万2,000円、町債が310万円、一般財源が2万8,000円でございます。

以上で、報告第3号、一般会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）道路橋梁費の2,738万円ですよね。補正予算でも9,000万からの予算がついていますが、全協でも説明がありましたが、この2,738万円というのは、場所と、どういう理由かをお願いします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）場所につきましては、三迫2丁目の建物の部分が1カ所、それと、バスの転回場がございますが、あそこの移転に伴うもの、それと工事に伴うものでございます。理由につきましては、交渉が長引きまして、年度内に完成する見込みがないために繰り越したものでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私は、この前の全協まで開いて説明してもらいました。わかりますか。全協を開いて色分けの図面ももらいました。その図面の中には16年度完了済みと書いてありました。完了済みということは、ここで出てくるわけないでしょう。町長がそんな

顔してもだめよ。完了済みじゃったら、まだ一部は17年度に繰り越しで残っていますと、わざわざ全協を開いて何でそこで説明がなかったのか。全協でも開いたときにもうちよって親切なことがなぜできんのですか。私は言うたでしょうが。16年度に完了済みというてちゃんと色分けしてくれたんじゃないんですか、あんたらは。それじゃ、そこで質疑や質問が出たときに、こうこうこういう理由で17年度に繰り越ししておったとか、間に合わなかったとか、なぜそういう説明がないんですか。そうでしょうが。何のために全協をやったんですか。3回しかないんじゃないけん、ちやっと言うんじゃないがね。そこらをきちっとせにやだめでしょうか。言うことがわかりませんか。そうでしょうが。全協をやったときに、今、三宅さんが開いて見ておるんじゃないが、16年度完了済みということは、すべてのものが済んだということじゃないんですか。そこを真剣にやってくださいよ。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）以前3月20日にお示ししました図面の中で黄色で、17年度、工事の区間につきましても用地買収済みという表現をさせていただいておりまして、違うということでご指摘をいただいたわけで、その辺はこの前の全協のときに新たに直した分で提出させていただいたわけでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）ええかげんにしてや。3月のときに指摘されたから、この前の全協のときに、5月の何日かやね、訂正された。訂正された分で16年度完了済みと書かれたから、私が言いよるんですよ。訂正された分がまた間違っておるんじゃないんですか。そうじゃから言いよるんじゃないですか。この前の全協のときに、あんた、完了済みじゃと説明されたじゃないですか。再々出された図面とあなた方の答弁が違うから私が言うことであって、しっかりしなさいよ、しっかり。元財政課長でもちゃんとしておったけれども、私はちゃんと調べて言いよるんじゃないが。この前の全協のときにでも、なぜこういう説明がなかったか。3月のときに間違えて、この前の全協のときに出された図面がまた違うじゃないですか。そうじゃから、またこのたび9,000万も補正予算がついておるんじゃないが、この内訳もきちっとされないような議案は通らんよ。はっきりそこをきちっとした答弁をしなさいよ。もう3回じゃから、終わるんじゃないが。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）崎本議員ご指摘の16年度完了ということなんですが、16年度から17年度に繰り越しを行っております。しかしながら、予算上においては16年度完了というこ

とで、一応図面としては16年度完了にさせていただきました。現在、17年度の予算を18年度に繰り越すということにつきましても、17年度予算ということで、図面的には17年度完了ということになると思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原）今の質問と関連しますけれども、昨年の同期に質問いたしました。要するに、繰明の設定には5つの条件があるということをご存じですね。その1つに、財源に拘束されるというのがある。工事は完了したけれども、財源に拘束されるから繰明が出るんですよ。とにかく工事が繰り越したから繰り越すという意味じゃないということ去年も申し上げたんですよ。済まないからじゃなくて、済まないのは行政の責任があるかもわからないんですよ。財源がないから繰り越さざるを得ないという意味、そういうことがわかっていないんじゃないかというのを去年私はいろいろ質問をして議論したわけです。それで、今回も今の質問と同じように、財源に拘束されるというところに特色があるんですから、したがって、財源の見通しが確実である、いわゆる確定財源がないと。確定財源じゃないとというのは、現金化される見通しがはっきりしていないとだめですよということなんです、繰明を立てる場合に。それがなかったら全然だめなんです。だから、工事が完了したというのと、財源がまだだめだよという意味と、2つを考えないとだめなんです、これは。だから、今みたいなわけのわからん回答になるんだと思うんです。そこで、この表の未収入特定財源というのがありますね。国庫支出金6,044万9,000円、これは何で繰明になさったのか、その原因をお願いします。理由を。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）繰越明許費につきましては、本来、財政上の話をしますと、17年度の予算につきましては3月31日までに、年度内で完成することが原則でございます。ただし、今回繰り越しをかけさせていただいておる事業につきましては17年度末、18年3月31日までに完了する見込みが立たないということで、事業の繰り越しをさせていただいております。それに伴う国庫支出金、あるいは地方債につきましても、財源をもって繰り越すということになっておりますので、ここに上げております未収入特定財源というのは、国庫補助金につきましても町債につきましても、事業が完了して初めて国の方、あるいは地方債の借入れということが出来ますので、その事業の完了をもって国あるいは地方債の借入れが行われるということで、未収入特定財源という表現で計上させていただいております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）そこがちょっと違うんですよ。工事は済んだけれども、ここに、今もおっしゃっていたような、国庫支出金の決定が遅延したために支払えないから、繰明に上げざるを得ないというような意味も考えないとだめですよということなんです。工事は完了したから、もうおしまいよというんじゃないんですよ。繰明というのは財源の問題が大いに関係しているんです。だから、去年のときも同じようなことを申し上げたんですよ。だから、現金化する確実なものじゃないとだめじゃないのということなんです。だから、今、崎本議員が盛んにおっしゃっているのは、工事は済んだけれども、何で出てくるんだというのは、国庫支出金の決定がおくれたから、支払わないから繰り越したんだと私はこれを解釈しているんです。そういうふうに解釈しているんです、財源の問題で。それは物の本に書いてありますよね。そのほかに、国庫支出金の決定の遅延、国の設計承認の遅延、起債許可の遅延、そういうようなものがおくれたために、支払いがおくれたために、工事は済んでいるけれども、繰明にするということもあるということなんです。その方が大きいんですよ。行政の責任転嫁じゃないですけども、やり方がまずくて工事がおくれたために、それじゃ、財源と一緒に繰り越そうなんていったら、それこそ行政の責任というのは問われないじゃないですか。というように私は思うんです。そういうことで、国庫支出金というのは、今申し上げたように、決定がおくれたためにこういうようになったんだと私は解釈しています。それと、町債の8,230万、これは、現金化というんですか、償還期限等、確実に現金化される、その辺の事情は大丈夫なんでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）ただいまの質問でございますが、先ほどもご説明させていただきましたが、国庫支出金、国庫補助金、あるいは町債につきましては、先ほど申しましたように、年度内に完了したものについては、出納閉鎖期間というのが5月31日まであります。ですから、当然3月31日までに完了した事業については国庫の補助金の申請等、額の確定が行われて、5月31日までに入ってくれば17年度の処理ができますので、町債につきましても5月31日までの借り入れができれば17年度決算の中で処理ができますので、事業が完了したなら、それは支払いが5月31日までに完了しなければならないということになります。ですから、今回のケースにつきましては、先ほども述べましたように、事業の完了が3月31日までに行われる見込みが立たなかったということでの繰越明許の設

定でございますので、これにつきましては繰り越して、18年度になって国庫補助金、町債の借入れを行うということでございます。

(発言する者あり)

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほども言いましたように、事業が完了して起債の借入れ申し込みをすれば、その時点で起債の借入れができるということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）要するに、議会でそんなことをがちゃがちゃ言う前に、今おっしゃっていることはわかっていますよ、わかっているんで、今、崎本さんが質問されたことに対して、そのときにちゃんとそういうことを説明しろということを言っているんですよ、皆。今になってそんなことをがたがた言われて。工事の完了ということと、要するに支払いを繰り越すという繰明の制度、その辺は、ただ工事がその年度に済まないからということじゃなくて財源の問題もあるよということをちゃんと考えて説明をしないと、何のために全協を開いて説明会をやったのか、意味がないでしょう。そういうようなことを留意しておいてください。質問を終わります。

○議長（原田）ほかに質疑。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。2点お尋ねいたしますが、JRの高架事業、東部地区の連続立体交差事業について670数万円。私は今、説明の中で聞くのに、負担金で繰明許というふうに聞きましたが、なぜこういう形になるのかをお尋ねいたします。

もう1点は、教育費の問題で約2,000万、アスベスト対策で、予算のときにも若干説明がありましたけれども、他のアスベストについては、公民館であるとか、警察署の向こうのあそこの方は対応されておるんだと思うんです。いろいろ影響があるからですね。最もこういう対策を早期にしなければならない教育関係でなぜ繰り越ししなければならないのか、その理由をお尋ねいたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）ご質問のまず1点目でございますが、東部地区連続立体交差事業でなぜ繰り越しかということでございますが、これにつきましては現在、県の方が事業を進めておられます。その事業内容といたしましては、用地買収、これは補償も含んでおりますけれども、そういうことが主でございます、これに伴う、年度内にそういう更地にする見込みがつかないというふうな部分もございますし、町が用買をするのと同

じような状況の中でこういう繰り越しが出てまいったというものでございます。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）それでは、緊急対策を必要とするにかかわらず、なぜ繰り越すのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、町の方で全体の調査をやり、その結果、仮囲いをやりました。そして、国との調整の中で国庫補助金がつくめどがつきまして、結果として入札が3月下旬に行われております。そうした中で工期をとった中で、とりわけ学校の工期が、海田東小学校では約1カ月かかるということで、通常の中では間に合わないということと、それと、子どもへの影響を考えたときに、教育活動でございますけれども、長期休業中にやるのが一番ベターではなかろうかということで今回、財源を伴っての繰り越しをやったということでございます。以上でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）最初の用地買収、J R高架の問題ですね。用地買収で677万、一般財源から持ち出している問題で上げておられますが、用地買収で677万というたら、わずかなところで当初の計画よりできなかったというのがちょっと私は納得できないというか、理解に苦しむんです。それをまずもう1回お尋ねいたします。

それから、アスベストの問題。理由は当初予算のときもいろいろ説明を聞きましたから、わかりますけれども、いたずらに住民の不安というんですか、児童に対するそういう問題もありますが、保護者に対する不安が、どんどん引き伸ばすと拡大されるというように思うんです。私はもうこういう問題は緊急という措置をとってもいいというように思って、1カ月かかるというのを、徹夜でそれを除去するとかという方法でやっぱり早く改善をしなければならないと思うんですが、なぜこういう手を打てなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）まず、1点目でございますが、連続立体交差事業でどうしてもこの金額で用地買収がという問題でございますが、当然事業といたしましてはもっともっと大きな数字になってまいります。その中には当然国費もございますし、地方負担分の中で町の負担といたしましては、関連街路につきましては15分の1、本体につきましては15分の2という負担区分がございます。そういうことがまず1点。それと、当然17年度中に用地交渉をするわけですが、当然前払い金と、最後に7割払って、あと3割部分の

問題が出てまいります。更地にして3割を後払いで払いますので、その部分の見込みが立たないということの中でこういう金額が出てまいっております。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）工期の設定でございますが、これから実質工期についてまた建設課の方から、業者、請負業者が決まっておりますので、その辺で詰めていきながら、できるだけ速やかに工事が終わるように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）学校関係はわかりましたけれども、今の東部の連続立体交差事業、ここに上げられた金額はいわゆる負担分という形でJRが5%ですか、残りの95%の2分の1を国土交通省、あと残りの2分の1を、広島県が15分の13でしたか、15分の2がこの海田町、その分の金額がここに計上されておる、そういう理解を正しいんですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）これにつきましては全体の事業の15分の2ということになります。それで、一応町の事業としては負担金でございますので、それと前払い金と精算金という関係でこの金額になったというものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。1点質問いたします。先ほどのアスベストの除去事業の件ですけれども、私の記憶では、国庫補助が出るのが昨年の12月か1月ではなかったかと。国が急に補助を出してあげますよということでこの繰越明許になったと私は理解しているわけですが、質問といたしましては、この町道6号改良事業と新開蟹原線道路改良事業なんですけれども、こういった大きな事業が年度内にできなかったということは、当初予算のときに果たしてこれを上げる事業であったかどうか、もう少し精査をして当初予算に上げるべきではなかったかと考えるんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）当初の予算を計上させていただく段階では、年度内に済むという中で予算を上げさせていただいたものでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）でも、その結果、事業ができなくて繰越明許になっているわけですが、今後このように大きな事業、3,000万近くと6,000万の繰り越しという大きな繰り越しなん

ですが、今後このような、当初予算に上げて大きな事業を繰り越さないといけないという事態は私は考えるべきだと思うんですけども、その辺についてのお考えを。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）予算につきましては基本的には年度内に終わらすというのが大原則でございます。こうした繰り越しについてはできるだけ方がいいということでございますけれども、ただ、相手方がございまして、今回のように、契約をしておるんですが、相手方の都合で家がすべて撤去できなかった、そのために、工事にかかりたくてもかかれなかったというような状況での繰り越しがどうしても場合によっては出てくる可能性があるわけでございまして、そういったときには繰越明許をお願いするようになろうかと思えます。ただ、予算を上げるとき、あるいは工事の執行については、大原則である、年度内に工事を終わらすということで執行をしまいたいというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第3号については、これをもって終結いたします。

続いて、報告第4号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第4号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、海田町土地開発公社の経営状況について報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）それでは、海田町土地開発公社の経営状況についてご説明いたします。お手元の「経営状況説明書」をお願いいたします。まず、18年度の予算、資金計画からご説明申し上げます。1ページの第2条をお願いいたします。今年度は前年度と同様に、公社での新たな用地取得の予定がなく、この条項を予算とするため、収益的収入及び支出としております。まず、平成18年度の予算の収入でございますが、第1款事業外収益、第1項受取利息として、基本財産、運用財産の利息を合わせて3,000円を予



定しております。次に、支出でございますが、第1款販売費及び一般管理費、第1項販売費及び一般管理費といたしまして、理事報酬や消耗品費などで21万2,000円を予定しております。また、第2款予備費、第1項予備費といたしまして10万円を予定しております。2ページをお願いいたします。第3条の資金計画でございますが、受入資金を1億5,288万3,000円とし、支払資金を31万2,000円とするため、差引き予定額といたしましては1億5,257万1,000円の資金が残るものとしております。以上、平成18年度の予算並びに資金計画についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成17年度の決算についてご説明申し上げますが、この決算につきましては、去る5月29日の公社理事会におきまして承認をいただいております。それでは、決算書1ページをお願いいたします。まず、1の総括でございますが、平成17年度においては、海田町からの土地取得などの依頼がなかったため、運用財産、基本財産の受取利息と販売費及び一般管理費の計上のみとなっております。次に、庶務事項でございますが、表のとおり、2回の理事会を開催し、承認・可決をいただいております。

2ページをお願いいたします。平成17年度は用地取得を行っておりませんので、公有地取得事業収益も借入金もございません。ここでは収益的収入及び支出の収入としておりますが、収入の決算額は6,553円となっております。3ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、支出の決算額は17万9,792円でございます。

次に、4ページの平成17年度の損益計算書をお願いいたします。これは、年度内のすべての収益と、これに対応する費用を記載して、その期の損益をあらわしたものでございまして、17万3,239円の純損失となっております。なお、純損失は経費、これは人件費も含んでおりますが、この経費から受取利息を差引いた額となっております。

次に、5ページの貸借対照表をお願いいたします。これは平成18年3月31日現在のすべての資産、負債、資本を記載したもので、資産の合計額は負債の合計額に資本の合計額を加えたものとなっております。それでは、まず、資産の部でございますが、流動資産合計は1億5,289万6,342円となっております。これにつきましては附属資料9ページに財産目録として上げておりますので、ご参照いただければと思います。次に、負債の部でございますが、短期預り金、未払費用ともにゼロということで、流動負債合計はゼロ円となります。6ページをお願いいたします。資本の部でございますが、基本金200万円は町からの出資金でございます。次に、準備金でございますが、前年度決算におけます準備金の1億5,106万9,581円から当期純損失17万3,239円を差引いた1億5,089万

6,342円が準備金合計となります。資本の合計は、基本金を加え、1億5,289万6,342円となっております。また、負債と資本の合計1億5,289万6,342円が前ページの5ページにあります資産の合計と同額となっております。

7ページの剰余金処分計算書をお願いいたします。ここでは1億5,089万6,342円を準備金として処分することとしております。

次に、8ページをお願いいたします。財産目録でございますが、表の一番下の差引純財産は、先ほど貸借対照表でもご説明申し上げたとおり、準備金と基本財産の合計額1億5,289万6,342円が純財産で、資本の合計額となっております。

なお、資料最後のページに、平成17年度の決算監査報告書を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、平成17年度海田町土地開発公社の決算についてのご説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原議員。

○6番（桑原）昨年の6月議会でも同じような問題なんですね、これは。それで、昨年の質問でわかったことは、その1つは、繰明の現金おおむね1億5,000万については何ら規定はございませんと。規制もないということ。2つ目には、15、16年度売買実績がない。17年度もないんですから、3年間ないということですね。休眠状態に近いわけです。3つ目には、町の依頼による先行取得のためにのみ委任を限定しており、その必要資金のために預金で確保しておくとおっしゃったわけです。4つ目が、公社を解散することは簡単、しかし、設立するのは大変な労力を要すると。この4点の回答があったわけです。そこで、いろいろ私ばかりじゃなくて質問が出た去年の議事録を見て感じたんですけれども、そういう質問に対してこの1年間、行政サイドで行政改革なり財政健全化計画との関連を含めてどのような審議や検討をなさって、18年度予算及び資金計画を17年度と全く同じようなやり方で決められておるわけですがけれども、どういう審議、検討をなさったんでしょうか。その経緯と問題点等をお聞かせください。

そして、1億5,000万の資金の運用についても、何かいい方法はないかと。財政逼迫のときに遊ばせておくのはもったいないじゃないかと。それについても検討するようにお願いしたと思うんです。それも含めてどのような検討なり審議をなさったのかということ。

それから、2つ目に、1億5,000万円になったのは随分前からなんです。調べてみると、11年度以前からかどうかは知りませんが、ずっと1億5,000万前後なんです。こうなったのは、規制とか制限がないんだということなんですけれども、そうになったのは何かあるんでしょうかね。

それと3つ目に、この3年間、公社の休眠状態が続いています。しかし、行革とか財政健全化計画とも関連して、国の計画なり施策なりで、そのほか町内ばかりじゃなくてほかからの情報をキャッチして、アンテナを十分張って、有利な売買事業を行えるのなら。そういうことで、当該年度予算の一、二年前には、こういうことを計画しているとか、あそこにはこういう物件があるから先行き有利だという先行取得、そういうようなことについて事前に公社の事業運営計画は立てられないものかどうか。いやしくも財政逼迫の折に1億5,000円の規模の資金が遊ぶのかどうかという、そういう視点に立って十分な審議をされ、把握され、状況判断をして事前に必要資金を手当てすればいいんじゃないかと思うんですけれども、その3点、どうでしょうか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）私の方から、まず、今後の開発公社のあり方についてご答弁を申し上げます。今ご指摘のように、現在、開発公社の方で1億五千数百万の財源を持っております。現在の行政改革の方針の中では、先般もお答えいたしましたように、土地開発公社については、解散をすることは易しいんですけれども、いざ必要なときにそれをまた設立するのは非常に労力がかかるということで、当面この状態でいこうというのが現在の行革の中の方針であったわけでございます。今回、ただいまご報告申しましたように、監査の中で附帯意見がついております。といいますのが、今、桑原議員がご指摘のような、休止状態にある公社の活用方針を、町と連携を保ち、早急に検討することということで、監事の意見書としてこれが添付されておまして、我々も、今後これから行革を進めていく中で非常に財源が厳しいということの中で、この開発公社についての財源の有効活用を含め、土地開発公社の理事の方々の意見を聞きながら、開発公社をどうしていくかということを改めて早急に結論を出す必要があるんじゃないかというふうに思っております。

1点の、先行取得する土地等を早く検討すべきじゃないかというご指摘なんです、これについては土地開発公社の設立した本来の目的が、土地の高騰期に、とにかくインフラ整備をするのに早く土地を取得しておかないと土地がどんどん上がってしまうとい

うことの目的でございました。しかしながら、今は土地が暴落し、下がってしまいまして、今年もまだ下落しておるような状況でございます。そうした中でそういった土地の先行取得というのが今の時代になじむかどうか、非常に難しいところなんです、そういったことも踏まえて、これについては早急に結論を出していきたいというふうに思っております。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）残りの資金計画におけます繰越現金預金については1億5,288万円、今年度も計上しておりますが、これにつきましてはこれまでも説明させていただいたとおり、これは平成17年の決算見込み額を入れております。そういうことで、決算とは多少差がありますが、見込み額を入れさせていただいております。

それと、要するに1億5,000万ほどあるのに、その利用・活用方法等ございますが、本来、海田町の場合、町の依頼によります先行取得、これを中心に運営してまいりました。そういうことで、これにつきましても他にいろいろ方法は考えられますけれども、公社の定款におきまして余裕金の運用ということにつきましては、国債または地方債の取得か、郵便貯金または銀行その他、主務大臣の指定する金融機関への預金ということで限定されておりますので、これで預金をさせていただいておるとというのが現状でございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）すっきりしない点があるんですけども、決算見込みを上げるというのは、もうずっとそういうことで来ているから、それを続けているというようなニュアンスがあるんですね。それでは全然、今のような財政事情が逼迫して変化しても、まあいいやというようなことで同じ繰り返しになるんじゃないですか。私は今おっしゃっていた中でわからない点もありますけれども、要するに事業計画、今おっしゃっていたように、先行投資をやる上で、町が事業をやる場合にはやっぱり二、三年前からいろいろ計画を立てられるでしょう。そういうこと。それと、資金の運用なんかもその年度年度で、1年か2年前には、どのぐらい費用が要するということはちゃんと計算されているんじゃないかと思うんです。要するに計画の欠如というんですかね。そういうことをちゃんとやっておれば、本年度はどのぐらい必要資金が要るんじゃないかということがわかってくるんじゃないかと思うんです。もう18年度は何もやらんつもりでずっとここ3年、同じような計画、決算見込み額でやっておられるようですけども、私はその辺が、必要資

金量は事業計画がはっきりするとわかってくるので、1億5,000万のうちこのぐらいの必要資金量があれば大丈夫だということで、今、財政逼迫の折から、ほかのところへ進めたときに回すとか、そういうことができないものかどうかということなんです。そうしないと、運用は預金だけだということでどうにもならんのであれば、確かに0.00何%の金利だけじゃどうしようもないですもんね。だから、事業計画がはっきりして資金量がはっきりすれば、それを減少してほかの有益な積立金の方に回すとか、それでまた必要になれば、二、三年前に大体わかっていると思うんですが、それに対する資金の手当を増額するとか、そういうことができないものでしょうかということなんです。そういうことを何もできない、できないと。それで今申し上げたようなこの1年間、各議員が質問したことに対してどんな審議をし、どんな検討をなさって、結局17年度と同じようなスタイルの予算書、資金計画書を出されても、どうもよくわからないんですよ、本当に考えられたのかどうか。どうですか、その辺。

それと、今、理事がおっしゃったように、今大変なときですよ。結論的に結局行革とか財政健全化計画とかもにらみ合わせて、どうしようとなさっているんですか、これは。検討するとおっしゃっているけれども、ここ3年間、検討する、検討すると言うことばかりでしょう。少しはここまでやったんだということを議員の皆さんに言ってもらえませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原議員が再三おっしゃるように、確かに開発公社は休眠状態でございます。理事がさっき話しましたように、土地の高騰が物すごくする時期でしたら、活発に活躍してもらって先行投資という考えがあるんですが、今現在どんどんどん地価も下がっている状況のことを踏まえて、広島市でもこの土地開発公社の解散をどうかという話もあったりしまして、我々もそのことについていろいろ精査しております。その中で、つくことは難しいが、やめることは易いということも先ほども話しましたとおりで、現在としては町もいろんな精査をしておりますが、今の状態では開発公社をそのままにして、今おっしゃったように、財政逼迫の時期にそれを使うということも選択肢の1つというふうに考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）結局同じような回答になってしまうんですけれども、確かに地価の下落・高騰が影響するとおっしゃるんですけれども、そうしたら、町の工事なり、そういう計

画はどのようにして立てられているのでしょうか。二、三年、少なくとも2年ぐらい前からそういう動きについては目をつけて、この計画はいつから着工すべきだとか、そういうようなことはちゃんと計画を立てられるんじゃないんですか。1億5,000万ですよ。そんなことを、それが遊ぶかどうかという問題を……。少なくとも2年ぐらい前に、土地が今下がりつつあるから、急にまた反転して高騰するというようなことが考えられなければ、ほかの有益なところに回すことはできないんでしょうかということを私は言っているわけですよ。だから、それができないということになれば、それをどういう検討をなさった結果でそうなっているんでしょうかというようなことで一番初めに質問したわけです。何遍言っても同じようなことですから、もう結構ですけども、そういうことも含めて、ただ1億5,000万預金しておかんとしようがないんだといって、そのことはもうご存じでしょう。利息がないんですから。利息が低いのはわかっているんですから。ただ、費用の方が増えるから、ずっと今の同じような赤字が出てくるわけです。10何万赤字がずっと続くでしょう。それはわかっていますから、十分検討をお願いしたいと思います。結構です。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）土地開発公社について、さっき理事が答弁したことについて、改めて結論を出すという答弁をされたので、これはもう解散の方に向かっていくのかなと今思っておったんですが、町長は存続の方向で努力をするという答弁をいただいたので、私は安心したんですけども、この付近を見ますと、広島市が解散をするかどうかという検討に入っているという情報も聞いておりますけれども、行革の名のもとにこれをばさばさ、これは今そのことで上げられておりますが、そうではなくて、やっぱり住民を中心とした立場で物事を考えていかなかったら、行革のために、例えば1億5,000万あるから、法人を解散して一般会計のところでこれを使ったらいいじゃないかというような質疑が今出たように感じたんですが、そうではなくて、本当に住民の立場で土地開発公社を運営していかにかいかなと思うんです。ここ三、四年事業ができていない、計画がなされていないようですけども、しかし、大きな事業が、JR高架事業というのが目の前にあって、今50何%土地を取得しておる。もちろん県がやるわけですけども、しかし、住民の間では空き地については早く取得してくれというような声もあると思うんです。そういう声に基づいてやる。それから、今までの経緯の中で東広島バイパス、これは町の土地開発公社が大いに奮起して積極的なそういう事業の促進に一役買ったという

ように私は認識しておるんです。そういう面で、J R 高架事業、町の基盤をつくるそうした計画の中にあるわけで、そういう面から見ると、この土地開発公社を県がよう取得しなかったところを、町が積極的にそれを打診しながら県の肩がわりをする、こういう方向が私は当然あっていいと思うんです。お金がないから、土地が上がっていないからという形で、これをどうするかという、そういう検討になるのではなくて、住民の立場で、住民のどういう要求に基づいて処理をしようとするのか、今からの方向にどういう協力を住民にしてもらうのか、町はどのような方針でこのまちづくりをするのか、ここが財源の問題、土地を取得する問題でやっぱり明確に腹を据えてやらなかったらできないと私は思うんです。だから、先ほどから、改めて結論を出すとかという方向ではなくて、本当に住民の意見をよく聞いて、その立場でこれを運用していかにかいかなと思うんですが、その点はどうなんですか。今後の見通しも含めて。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）私が先ほどお答えいたしました改めて早い時期に結論を出すというのは、解散ということだけではございません。今ご指摘のありました前向きな考え方、それも視野に入れて検討していくと。具体的に申しますと、今、連続立体交差事業等の県の事業等を言われましたけれども、町の事業の中で都市計画街路等の事業もあるわけですね。現在、中店小学校線については財政上の問題で、進めるのを一時ストップしておる部分があるんですが、そういったところへの活用方策、それも考えられるんじゃないでしょうか。そういったこともあわせて、この1億5,000万がどうすれば有効活用になるかということ全体を踏まえて、理事会等でそれをご協議いただきながら、今後の方向性について早い時期に結論を出したいということでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）町長は残す。理事という思いでおったんですが、あなたは理事長じゃったですね、土地開発公社の。安心しました。以上で終わります。

○議長（原田）ほかに。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。18年度の資金計画で事業外収益3,000円となっておりますが、2ページの平成17年度の収支決算書で事業外収益が当初予算で3,000円で、決算額が6,553円となっております。これは何か特別なことがあったんでしょうか。今、銀行が安定してきておりまして、平成17年度よりも18年度の利率が下がるとは考えられないんですけれども、18年度の当初予算で事業外収益を3,000円とされているのはどうし

てかということです。

2点目は、この3ページに決算で支出があるんですけども、18年度の当初予算の支出、この科目ごとにまず数字を言っていただきたい。

それと、3点目が、平成17年度の決算では人件費がマイナス5,000円で、経費が5,000円増になっておりますけれども、この経費5,000円増はどういった経費の支出だったのでしょうか。以上、3点です。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）3点のご質問をいただきましたが、まず1点目でございますが、18年度予算につきましては今年度の1月あたりの状況の中で、預金利子がどうであろうかということで出納室とも協議を行ったんですが、今のところ、そんなに率が上がっていないであろうということで3,000円、前年どおり予算を予定額として組ませていただきました。それで、5月に入りまして決算になりましたら、ここは決算でございますので、利子がどのくらいあったかということで銀行の方に問い合わせをいたしまして、通帳も当然確認をするわけでございますが、そういう中で、ごく最近の中で率がかなりといたしますか、若干ですが、上がっておったということでこれだけの差が出てきたというものでございます。予算の部分はあくまで予定額で組ませていただいております。それも、早い時期に組んでおりましたので、決算が出る5月に入りまして、決算を出したときに再度確認しましたら上がっておったということでございます。

それと、一般管理費の19万2,000円ですが、これにつきまして、決算額でよろしゅうございますか。費目、決算でここへ詳細を書いてあるんですが、一応消耗品が1,092円。それと法人住民税、これが町と県がございまして、合わせて7万円。それと、理事会が、決算の部分と予算の部分の2回行っております。それと決算監査、合わせてこれは1人頭6,100円で予算を組んでおりますが、19万1,992円の決算額となっております。

それで、最後の経費の方が5,000円なぜ上がったかと申しますと、これは高松理事がお亡くなりになりましたときの香典として経費の方から出させていただいたものでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）1点抜けていたと思うんですけども、この3ページですが、平成18年度の予定支出予算額をちゃんと出されていると思うんですけども、これは項目別に、今の今日私たちが見ている資料にはないんですが、それを教えていただきたいというこ



とと、もう1点追加質問です。最後のページに財産目録のところで各銀行の預金金額がありますけれども、各利率をお願いいたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）それでは、予算の方の内訳でございますが、まず、人件費といたしまして報酬が13万5,000円、これにつきましては理事報酬、監査報酬ともども6,100円で、22人分を予定しております。それと、経費といたしまして需用費が5,000円、役務費が2,000円、公租公課、これは法人税でございますが、これが合わせて7万円を予定しております。それと、予備費が10万円でございます。

それと、9ページの財産目録の、各銀行の預金額と銀行名が記してございますが、これにつきまして広島銀行の普通預金、利率については0.002%でございます。今の広島銀行のは差引き用でございますので、利子がございません。それと、広島信用金庫、これの普通預金は決済用でございますので、利子はつきません。それと、定期預金、これにつきまして1,000万円やっておりますが、これは0.08%でございます。それと、安芸農業協同組合の普通預金4,200万につきましても、これも決済用でございますので、利子はございません。定期預金200万につきましては町の基本財産の200万円でございますが、これにつきましても0.08。定期預金800万円、これも0.08でございます。中店郵便局定期預金も0.08となっております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）3番、三宅でございます。決算書監査、最後に監事意見書のところで「休止状態にある公社の活用方針を町と連携を保ち早急に検討すること」、これにすべてあらわれておるように思うんですけれども、先ほどの質疑を聞いておりまして、私も去年同じことを言ったと思うんですけれども、15年度、16年度、17年度、実績がないということで、それで、財政健全化計画とか行革の実施計画とかがあります。それで条例改正をしたり、そのほか料金を取ったり、血の出るようなことを今やっている中で、やっぱりこの1億5,000万も、1億5,000万といたら町にとってはかなりの大金だと思うので、これを聖域のように温めておくというのは、3年間も実績がないというのを見て、日々、健全化計画でも、どういったら沈むかというような状況だと思うんです、数字を追っていきますと。現実的な対応をやっぱりということを見れば、解散は簡単だけれども、また設立は難しいというのはわかりますけれども、1億5,000万は基金とかそういう形に持って行って、自由に使えるようなお金に持って行って今の時世に対応していくのが正

解じゃと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）佐中議員にお答えしたのと同じ答弁になろうかと思うんですけども、1つは、そういった方法で1億5,200万をほかに有効活用していくという方法と、それからもう1点は、活用方策を改めて見出して、そういう住民の方々のメリットになるような使い方、それをあわせて検討していく。そうした中で、どちらが有利であるかということの判断を今から理事会で諮りながら結論を早急に出してまいりたいというふうに思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、一たん解散しますと、また設立するのに公社自体どれぐらいお金がかかるんでしょうか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）金銭的な費用については今すぐお答えができないんですけども、労力がかかるというのが非常に、1つの公社を立ち上げるということになれば、そうしたノウハウ等で労力がかかるということで、当面はこのまま継続しておこうという考えであったわけでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）やっぱり公社はいつとき区画整理に携わってきましたけれども、区画整理が盛んだったころというか、変更になるんですけども、区画整理では取得を大分したと思うんです。区画整理なんかはこれから取得するということはもうないと思いますので、やはり自由なお金、基金としてあれしてそういう財源に持っていった方がいいんじゃないかと、もう1度要望を言っておきます。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第4号については、これをもって終結いたします。

これにて、諸般の報告のすべてを終了いたします。

暫時休憩をいたします。再開は10時40分。

午前10時40分 再開

日程第４、承認第１号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○議長（原田） 税務課長。

議案書の４ページをお願いします。専決処分書。海田町税条例の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成18年３月31日。海田町長、山岡寛次。

まず、第24条ですが、この条項は「個人の町民税の非課税の範囲」を規定したものでございます。個人住民税の均等割及び所得割は、特に低所得者の税負担に配慮し、所得水準が一定水準以下である者については非課税とされております。また、非課税限度額

は、均等割については生活扶助基準額を、所得割については生活保護基準額を勘案して設定されており、これらの基準額が変更されたことに伴い、均等割及び所得割の非課税限度額を見直すものとしたものでございます。そのため、第2項中、その者が控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額を19万8,000円から18万9,000円に、9,000円引き下げるものでございます。これを差引きしますと、次行のように、所得金額が31万5,000円掛ける本人と控除対象配偶者及び扶養親族の合計数に加算額18万9,000円を加えた金額以下であれば均等割がかからないことになりますが、加算額は控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算されるものでございます。

次に、附則第5条ですが、「個人の町民税の所得割の非課税の範囲等」の第1項の規定ですが、先ほど申し上げました理由により、その者が控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額を35万円から32万円に引き下げるものでございます。次の算式も同様の意味合いでございます。

次に、固定資産税関係の改正ですが、附則第10条の2「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」の第5項の規定ですが、既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の減額措置を創設したものでございます。2ページをお願いします。減額を受けるための要件と手続きを申し上げますと、昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、工事費が30万円以上の耐震改修を行った場合で、現行の耐震基準に適合した工事であることを証明する証明書などを添付し、町へ改修後3月以内に申告することにより、改修家屋全体にかかる固定資産税額の2分の1に相当する額を減額するものでございます。減額期間は平成18年から21年までの改修については3年間、平成22年から平成24年までの改修については2年間、平成25年から27年までの改修については1年間の減額措置となっております。また、減額対象床面積は120平方メートル相当分までとされております。

次に、附則第11条ですが、「土地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義」の規定ですが、平成18年度から平成20年度までの税負担の調整措置に関する規定に共通的な用語の意義について整理したものでございます。

次に、附則第11条の2、「平成19年度または平成20年度における土地の価格の特例」の規定ですが、据え置き年度、平成19年度及び平成20年度のことを差しますが、この間における土地価格の下落修正措置がとれるようにしたものでございます。したがいまし

て、固定資産税の評価額は、地方税法上、原則として基準年度の価格を３年間据え置くこととされておりますが、全国の地価の動向を見ますと、一部に上昇反転した土地があるものの、全体としては依然として下落傾向にあることから、平成19年度及び平成20年度において地価の下落傾向が見られる場合には町長の判断により価格の修正を行うことができる特例措置を平成16年度及び平成17年度と同様に講ずることとしたものです。

また、附則第12条の「宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例」ですが、宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの負担調整措置について規定したものでございます。要約しますと、商業地等において負担水準、この負担水準とは前年度課税標準額を当該年度の評価額で除した数値のことですが、この数値が60%未満の土地、住宅用地については、特例後の80%未満の負担水準が低い土地に対する負担調整措置について、従来の負担区分に応じて異なる調整率を前年度課税標準額に乗じる方式に変えまして、前年度課税標準額に一律に当該年度の評価額、住宅用地にあっては評価額の6分の1と3分の1の5%を加える方式とし、制度の簡素化を図りつつ、負担調整の速度を一定程度速めるものでございます。

附則12条の2の規定につきましては、商業地等の税負担の引き下げ措置で、負担水準の上限を70%とするものです。この7割評価を導入した平成6年から既に10年以上経過しておりますが、依然として同じ評価額であっても税負担が異なる状況が続いていることから、引続きこの措置を維持するもので、この条項を削除し、第12条へ規定がえし、評価の均衡化、適正化を引続き推進するものでございます。

次に、附則第13条「農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例」ですが、農地については従前と同様の負担調整措置がとられたものでございます。

次に、附則第13条の3「価格が著しく下落した土地に対して課する平成15年度から17年度までの各年度分の固定資産税の特例」ですが、価格の下落が著しい宅地評価土地に係る税負担の据え置き措置の廃止による削除でございます。

その他条文の改正につきましては、地方税法等の改正に伴う根拠規定及び字句の整理でございます。

施行期日につきましては、平成18年4月1日でございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。佐中議員。

○15番（佐中）耐震改修を行った場合に2分の1の減額というのがありますが、これまで土地については路線価格に標準課税1.4掛けて、そして負担調整率と。その間に6分の1という減額を私は記憶しておるんです、200平米まで。家屋については全くこれが減額というのがなく、今回この耐震というのが出てきたわけですが、お尋ねするのは、1つは耐震という基準、これはどこでそれが適用できるのか。それからもう一つは、3年間と2年間と1年間という2分の1というのがありますが、家屋の評価だけに対して負担調整率でいろいろやってその2分の1になるのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）耐震改修の要件の中の基準でございますが、木造住宅にあっては財団法人日本建設防災協会による木造住宅の耐震と補強に定める基準の上層構造評点の1.0であるものと、非木造についてもそのような規定がありますので、それを使って判定していく。耐震構造につきましては、先ほど申し上げましたように、耐震基準が足りなくなて、崩壊しやすい建物について、その補強した場合に2分の1の軽減を行うというもので、新築住宅につきましては、ご案内のとおり、木造については3年間、鉄筋コンクリート造等の堅い建物につきましては5年間、2分の1軽減するという制度がございました。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）よくわかりません。もう少し詳しく説明してほしいんですが、耐震の、今言われた1.0とかという、その1.0の基準はどこでどのようにはかってそれが基準になっておるのか。このことによって税が軽減されておるわけですから、それはどうなのか。あるいは、改修をする場合にどこまでどうしたらいいのか。最近では不法な業者がおって、ちょっとやったというので、ボルトを何本かつないだら、それが耐震というような判断がされてお金を巻き取ったような例もありますが、それらも含めてどこまでどうやったらこれが適用されるのか、それをお尋ねします。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）まず、先ほど申し上げましたように、耐震基準に合っているという証明書をつける必要がございます。先ほど説明しましたけれども。それを3月以内に町長に申し出ていくということがまず前提でございます。ですから、一番手っ取り早い話は、当然耐震改修をしようとするれば、その設計に携わった方、その証明書を発行できる機関

はどこかということにも及ぶんですけれども、そういった構造計算ができる建築士の方が当然そういった証明を出すことになりますし、実際の金額も、例えば最低は30であるとか120平米までとかということを申し上げました。ですから、仮に140平米の建物を改修したとしても120平米分しか見ませんので、そこらの部分の内容も添付してもらうことになりますし、条例上に、新旧対照表には添付書類としてどういうものが必要ですよというのは実は書いてございますけれども、そういったものをつけてもらう。個別の詳しい耐震基準等のことについては税務の方でわかりかねますので、それは建設の方で答えさせていただきたいと思います。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）耐震基準につきましては、先ほど税務課長が言いましたが、財団法人の日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であることというふうに示されております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今の答弁では納得しがたいですね。例えば家を建てる。建築確認をここへ、将来、多分権限移譲で市町村に県から移譲されると思うんですけれども、そうした場合に、建築確認の段階でもう既にそれがわかるという設定がなされておるのか。それとも、今言われる1級の建築士、あるいは家屋士というのがあるかどうか知りませんが、そういう専門的な方々が各一軒一軒家を訪ねて行って、新築の場合はこうじゃ、改築の場合はこうじゃ、じゃ、これが適用されておる、1.0の、木造の場合はこれが該当してオーケーじゃという判断をどこの機関ですのかというのが必要じゃないかと思うんです。ただ漠然とこういう基準をつくって、それが漠然とこの議案の中に出てくるというのでは、ちょっと私は理解しにくいんですが。今後、じゃ、こういう整備を、例えば建築確認の場合にこうこうこういうのがあって、柱の大きさを何ぼ、筋交いが何ぼとか、こういうのがいっぱい出て、その基準に合ったら耐震構造の1に耐えられるからこれが該当するというような、そういうのがあれば、それが基準の中の1つになるわけですが、そこら辺があいまいなので、どうなのか、お尋ねするわけです。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）誤解があるようなので、先ほどの説明をもう1度繰り返します。減免を受けるための要件というのは、昭和57年1月1日以前からある建物ですから、現在の

新築のための建築基準は当然耐震基準に合っていなければいけません。私が説明申し上げましたのは、あくまで古い、耐震構造がまだ緩い時代のものを補強することによって建物全体の安全を保とうとされた場合には、その負担が起きますので、先ほど言った年限に限らせていただいて軽減措置をとらせてもらうという意味でございます。その現行の耐震基準に比べて弱いものを補強するということですから、先ほどの1.0以上の数値にしようとするれば当然それを建てられるに当たっての設計士なりの方がそれなりの構造計算をされてやられるので、その証明をするには一番適した人であろうという説明をさせていただきました。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）11番、河野です。ここで言う宅地とか農地とかというものの地目、これは現況なのか、それとも登記上の名目なのかを教えてください。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）ご案内のように、地目には登記簿上の地目と、固定資産税でかける課税地目というのがございます。固定資産税は1月1日の状態を現況により、実際に見て判断しますので、現況の地目でございます。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）佐中議員の続きになるかと思えますけれども、新しくできる、改正されるんですけれども、これは町長の方に提出をしないといけない要件ですよ。新たにできるわけなんですけれども、こういった条例ができたというのを町民あるいは建設会社に、こういうのが減免になりますよ、半額になりますよということを知らしめなきゃいけないと思うんですけれども、どのように広報する考えであるのかということが1点と、これはすごく素人的な質問で申し訳ないんですけれども、固定資産の家屋の評価をするときに300万円例えば工事しますよね。300万円工事しましたとか、そういう要した費用を提出するようになっているんですけれども、単純に300万円の工事をしたら評価は300万円アップをするものかどうかと。2点。わかりますか。お願いします。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）周知の仕方としての広報ですけれども、できるだけインターネット等の、ホームページの方とか、広報等について今回の改正についてはお知らせしていきたいと。

それから、例えば評価をしたら評価がえをされて、いわばやぶ蛇のような形になって、



かえって固定資産税が高くなるのではないかというご指摘だろうと思うんですが、耐震のための改修であれば、それは見ないことになっております。ですから、そのままの評価ということになります。ただし、増改築という、本来の趣旨から言うと資本的支出と申しますか、価値に着目して固定資産税はかけられるものですから、余り極端なものについてはかけざるを得ない場合もあるかもしれませんが、原則として改修のための工事の評価がえはいたしません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第1号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第2号、専決処分をした事件の承認について。平成18年度海田町老人保健特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,383万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,134万7,000円とするものでございますが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてご説明をいたします。お手元の承認第2号と平成18年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）及び資料3の「補正予算説明書」をお願いいたします。平成18年5月25日に専決処分をいたしました平成18年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。専

決処分をしました内容は、平成17年度老人保健特別会計において支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金の交付金がそれぞれ法定負担額を下回り、その不足分が18年度に交付に持ち越されたということにより、歳入全体で4,383万5,000円の不足を生じたものでございます。そのため、地方自治法施行令第166条の2の規定をもって18年度の歳入を繰り上げ、17年度の歳入に充てる繰り上げ充用を行う必要が生じ、手続きの都合上、議会を招集して補正予算を決議していただくいとまがございましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

補正予算の内容につきましては、資料3の2ページをお願いいたします。繰上充用金の補償補填及び賠償金については、先にご説明いたしましたとおり、交付額が予定を下回ったことにより、17年度の歳入不足を補うため、4,383万5,000円を追加するものでございます。それでは、1ページをお願いいたします。歳入につきましては、支払基金交付金及び国庫支出金、県支出金の各費目それぞれ、18年度交付に持ち越された不足分の節の金額について追加をするものでございます。

次に、補正予算（第1号）をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,383万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ22億1,134万7,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原議員。

○6番（桑原）この繰り上げ充用については、去年同期に同じようなやはり繰り上げ充用がなされているわけです。今、説明がありましたように、自治令第166条の2で認められているわけです。これは自治法208条の第2項で言ういわゆる会計年度の独立の原則の重大な例外をなすものなんです。だから、法令上、財政上、決算上からいっても、これはめったに生じさせてはならないことなんですよね。今まで質問した中で3回ぐらいあったと思うんです、去年を含めて。こういう措置がとられてまた再発しているということは、町民に対して、めったにあってはいけないようなこと、繰り上げ充用するというのは不安を与えるんじゃないかというのを危惧するわけです。町長はこういう特例を、余りやってはいけないことだと言われていることが恒例化するようなことになっては困るわけですね。その辺はどう考えておられますか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）確かに繰り上げ充用というのは会計年度独立の原則の例外措置と

いうことは十分承知しております。今回の繰り上げにつきましては、16年度におきましても2年連続しての繰り上げ充用ということでございますけれども、いわゆる国の会計処理、国が金がないから、その間については一時的に各町村においてその費用を一応何らかの形で措置せいと。措置する方法は繰り上げ充用しかありませんので、それに伴う費用、翌年度に入ってくる費用でもって繰り上げ充用をしたということなので、これにつきましては、国、県、あるいは支払基金等の他の理由によつての要件もございますので、これは本町だけではないと思いますので、これについてはいたし方ない措置と考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）だから、心配しているわけです。めったにやっちはいけないことなんですよ、これは。だから、何かの手だてを講じて、こういうことがないように、そういうことができないでしようかということなんです。町民が、めったにやっちゃいけないようなことを繰り上げ充用なんて言われると、知らない人は財政は大丈夫なんだろうかという危惧を受けるので、そういうことを言っているわけです。

それともう一つ、決算との関係で、これは決算が出るまでは見込み額なんですね。だから、これは決算で今まで繰り上げ充用した中で、決算時点でこの見込み額との差を生じたことがあるのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）まず、第1点目でありますけれども、これにつきましては本町独自の要件ではございませんので、あくまでもこれは法定負担どおり国・県から金が入ってくれば、これは赤字決算を行わなかったわけでございまして、いわゆる国が予算と決算の乖離を防ぐためにこういう措置をとったものと考えております。

それから、決算上での問題でございますけれども、いわゆる赤字決算でありますので、決算上、今はこの補正をすることによって収支がプラマイ・ゼロとなってくるものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）要するに、財政上も認められていますね。自治法上も認められているんだから、やったっていいよという感じなんですね、今。いや、そうではなくて、町民に与えることの影響を考えて何かいい手だてはないでしようかということ。それがまず第1点。

それと、今の決算は補正を組んでもというのは当然のことなんですけれども、今まで差異が生じたことがあるんでしょうかという質問に対してはどうなんですか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）何かの手だてということでございますけれども、当然考えられるのは、過大予算を組めば当然歳入の関係も国の方から入ってくることは考えられますけれども、予算につきましては国・県、当然ながら一般会計からの法定負担が出てまいりますので、それについては精査をしたもので組んでおるということです。

それから、２点目につきましては、差異は生じてこないというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。西山議員。

○９番（西山）９番、西山です。これは理解はするわけですが、ただ、１７年度の国・県支出金が入ってこなかったということで、１８年度予算で今回これだけ４,３８３万円余りを増額予算になさっているんですが、前年度もそうですけれども、これは国がこのように処置をしておきなさいと。この１８年度に当初予算を組んだプラスこの予算は１８年度中にちゃんと支払いますよということが明確になっているんでしょうか、その辺を。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）不足する歳入でございますけれども、これにつきましては国の方も追加で交付すると。時期的には、国・県、基金関係がありますけれども、８月と来年の３月ごろになると思いますけれども、これは確実に返ってまいります。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第２号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第２号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、承認第２号は原案のとおり承認することに決定いたします。

暫時休憩をいたします。再開は１１時３０分。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第 6、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。14 番、住吉議員。

○14 番（住吉）14 番、住吉でございます。本日は 3 問の質問をいたしますが、そのうちの 2 問は子どもを守ることについての質問になりますが、その質問の前提になるのは、私たちが既に 2 年間、一日も休むことなく行っております朝夕の児童・生徒の登下校の交通安全指導と誘拐等の安全の見守りについて感じたこと、その教訓から改善すべきこともありますし、特に学校近くに住んでおり、そういうことをしておりますと、直接関係のあることに関与し、毎日子どもたちに接しております。学校や家庭のしつけ教育とか、学校管理や、校長と教員の関係など、また地域のボランティアに対する意識、役場の庁内の関連各課の連携などの問題点が非常に気になるところでございます。極めて基本的なことで単純な質問になりますが、そういうことでございますので、記事にしております以外に説明を加えながら取り上げ、質問をいたします。

まず、その第 1 点は、児童・生徒に対する交通安全教育の徹底ということでございます。これも基本的なことで、当然のことなんですが、子どもも守れないし、大人も守れない者が大変多うございます。次のことについて質問いたします。まず、歩行者は横断歩道帯の中を通るべきである。それができていないんですね。自転車は自転車の通行帯の中を通らなきゃいけない。これができていない。この問題は非常に問題があります。今朝も私は 7 時半から交通安全の指導をしておりまして、海田高校の女子生徒が何グループも来るんですが、今の自転車の通行帯の中を通らないで。1 秒か 2 秒のことなんですよね。ちょっと回ればいいのに、わざわざ避けて通るので、全部とめて「あんたら、何をしておるんか。どこを通ればいいんだ」と言うたら、「ここを通るんです」と。「通っていないじゃないか」と。結局はいつも指導しておることは、今の自転車の通行帯の中を通らないと、自転車には交通傷害保険は掛けておりません。車の方は掛けておるんです。何か事故があったときに、今のラインより外で事故を起こした場合は、これは傷害保険屋さんが処置をするんですが、保険会社は営利目的の会社ですから、極力傷害保険の額を少なくしようとするんです。私は傷害保険の代理店を長くやっておりましたの

で、そのとおりなんです。ようけ出さないように、出さないようにしないと、もうけに
ならんのです。最近では傷害保険の保険金を払わないところがたくさんあって問題になる
ぐらいですがね。そういうことで、あなたらはそのラインから外れて通っておると、事
故を起こした場合に大変に不利になるんだよということを一々今日は説明したんですが、
明日からはチラシをつくって自転車の前かごに入れてやろうと思う。そのぐらい守れな
いんです。大人が特に悪いんやね。それから、子どもに対してはいつも言っておるん
ですが、横断歩道は歩行者優先ではあるけれども、車の通行にも配慮する必要があると。
たくさん通っておりまして、朝の通学時間帯と勤務者の通勤時間帯が全く同じなんです。
そこを何千台という車が通るんですから、それが、青になったからといって子どもが横
断するんですが、その際に左折車、右折車が進行してきて非常に危ないんですね。だか
ら、子どもには極力まとまって早く通行するようにということをしつけておりますが、
そういうことがなかなか守れないと。これを学校教育、家庭教育でしっかり実行するよ
うに取り組んでいただきたいということなんです、特にこういうことに取り組んでお
る教育委員会の学校教育課あたりは学校教育と家庭教育にいかに取り組むかということ
についてまずお尋ねいたします。

2 番目は、子どもを守る安全対策の問題であります、これに大きな問題点があるとい
うように私は考えております。まちは子どもを守る安全対策推進本部というのをつく
っておりますが、いろいろな課が同じような任務を持っておるんですが、窓口を一本化
し、子どもの安全対策事業も統一すべきであるということを考えておりますが、これは
なぜかといいますと、事務局は教育部の学校教育課が行っておりますが、教育部の中の
生涯学習課は我々がやっておる地域教育推進モデル事業を担当しております。だから、
同じ部の中でも2つの課が同じようなことを担当しておると。一方、総務部の生活安全
課は交通安全対策を担当しております。それぞれ子どもを守る安全対策にかかわってお
ります。また、企画部はまちづくり推進課と住民活動センターもあり、これは自治会に
携わっておるんですね。自治会も地域の子どもの交通安全にかかわっておるのに、これ
もかわりがあるということでもあります。だから、3部4課がそれぞれ担当しておるん
ですが、今、子どもを守る安全対策は極めて重要な課題であります、申しましたよう
に、それぞれの課はそれぞれの考え方で、意思統一がなされていないと。私はそれぞれ
当たるんだから、わかるんです。言うことがばらばらで事を進めております。この重要
課題に対する取り組み姿勢に大きな疑問を抱いているところであります。特に窓口が多

く、ばらばらでは、真剣に取り組んでおるボランティア団体等の意欲を阻害します。速やかに窓口を一本化し、部課間の意思統一をすべきと考えます。町長のお考えをお尋ねいたします。

3番目は、産婦人科病院を消滅させない努力をしてくださいということであります。最近、各地で産婦人科医の不足で、子どもが産めないという問題が起こっております。これは、今朝、看板を見ましたら、産婦人科と読むんじゃないんですね。参考のために申し上げれば、産科と婦人科になっておるんですね。産科の方は子どもを産む方、婦人科というのは婦人病とかそういうものの面倒を見る医者だと。同じ病院だけれども、そういうふうに分けておりますね。そういう、子どもが産めないという問題が起こっておりますが、これもよそごとではなく、海田町を含め、周辺でもその傾向にあります。既に近くでは、婦人科の診療は行うけれども、入院、出産はできない状況にあります。こういう状況になりますと、広島市内の大病院に行く以外に手がなくなります。ちょうどそういう時期に救いの神があらわれまして、海田町で産婦人科病院と病児保育所を開設したいということで敷地を探しておられます。今の病児保育というのは非常にこれも重要なんです。普通の保育所は、インフルエンザ等の疑いのある、風邪を引かれた子どもさんはその日には来てくれるなど。受け付けないということで、働いておるお母さん方は大変困るわけです。子どもが病気になったし、見てくれなければ仕事を休まにゃいかんという状況になって大変困っておる。それをあわせて開設してやろうという。これは細かく言うと広島大学病院の大学院の助教授をしておられる方ですが、ぜひ海田町で開院したいということで、300坪から400坪ぐらいの用地を探しておられますが、なかなか、あるにはあっても適地がないんですね。完全に産婦人科を消滅してしまってからでは、騒いでも始まりませんので、この好機をとらえてまちとして努力すべきではありませんかということであります。幸いに、つくもの公務員宿舎の官舎がもう古くなったので、建物を壊して用地を払い下げるんだという情報があります。特に海田警察署寄りの宿舎はもう十数年間全然使っていないと思うんです。ベニヤ板を打ち付けたりして、使っていないんです。これは、見る人によったら、あそこを通る人に非常に不評なんです。国の施設をこんなことで税金のむだ遣いでお粗末にしておるといふこと。この際、払い下げを強く要望していただくお考えはありませんか、町長にお尋ねいたします。以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）住吉議員質問の２点目、３点目につきましては私から、１点目につきましては教育委員会の方から答弁をいたします。

まず、子どもを守る安全対策についての質問でございますが、安全で住みよいまちづくりを進めるためには、全町挙げて取り組むことが必要であります。特に子どもを守る安全対策につきましては、議員ご指摘のとおり、本町におきましても重要な課題であると認識いたしております。最近、特に児童の痛ましい事件が続いております。そのため、本町といたしましても昨年12月に海田町子ども安全対策推進本部を立ち上げ、その対策を講じてきたところでございます。子ども安全対策推進本部は子どもの安全対策を主眼としたため、事務局を教育委員会学校教育課としたものであります。子どもの安全対策を含めた防犯対策事業の主管課は生活安全課とし、町全体の防犯対策の計画立案や総合調整を行い、今後とも関係各課と連携をとりながら事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、産婦人科病院についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、一部地域においては産婦人科医の不足が社会問題化し、憂慮すべき事態になっております。こうした中で町内で産婦人科病院を開業されとなれば、非常に喜ばしいことと思っております。しかしながら、ご質問の産婦人科病院を開設するための国・県の用地の払い下げに当たっては、公共団体以外は公募での入札が要件となっていることや、既設の病院との公平性の配慮も必要であります。こうしたことから、特定の事業者に対する特別の配慮をすることは難しいものと考えております。

それでは、１点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それでは、交通安全教育に対する学校及び家庭教育での取り組みでございますが、各小学校では各学年とも特別活動等、学校の教育活動全般を通じて交通安全指導を実施しております。指導内容としては、安全な歩行や横断の仕方、交通ルール、自転車の安全な乗り方、登下校時の交通安全街頭指導などがございます。これらの指導効果を上げるために、講師として海田警察署や海田自動車学校などの協力を得て実施しているところでございます。また、中学校におきましても、海田警察署から講師を招聘して、歩行者の心構え、自転車の安全な乗り方、無免許運転や暴走族対策を内容とした交通安全教室を実施しております。今後とも粘り強く徹底してまいりたいと考えており

ます。また、家庭での教育についても、子ども会等を中心に登下校時のルール等の指導を行うとともに、PTA活動等を通して保護者への啓発活動を継続してまいります。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。住吉議員の再質問からです。住吉議員。

○14番（住吉）再質問をさせていただきます。まず1点目は、学校教育並びに家庭教育についていかに取り組むのかというふうに聞きましたが、ややというか、大分具体性に欠けますので、具体的に質問をいたします。教育長の答弁は、学校教育は学校で指導・教育しておりますと。家庭教育もやっておりますというぐらいしか答弁がなかったように思うんです。我々のことを言うて申し訳ないんですが、これを言わなければどうも理解してもらえないような気がしますので、言いますが、さっきもちょっと申し述べましたが、朝は7時半から8時過ぎまで小・中学校の通学時間帯に横断歩道等に立っております。私の場合は特に西小の正門前の尾崎橋のところへもう既に2年間立っておるんです、一日も休まず。土・日は休みますよ。その際に、県道矢野海田線は、特に広島方向に向けて行くやつは、海田大橋の料金所にかかるのかもしれませんが、途中4本ぐらい瀬野川の方から出てくる道路があります。そこで割り込むのがある。ずっと31号よりまだ海田寄りの方まで車はびっしり込んでおって、今のところは矢野方向から来て矢野海田線に割り込むのと、法務局の方から来て矢野海田線に割り込むのと、青になって1回に3台ぐらいしか入れんのです。だから、びっしり込んでおって厳しい状況なんです。そこを子どもが横断していかんやいかん。非常に危険な状態にあります。そんなことを2年間やっておって、今日の部課長さんが、部課長に出てこいと言うたら、隣の人が厳しいんですがね。我々は全然無報酬でボランティアを朝早くから、冬なんかは7時ぐらいに夜が明けて7時半には出るんですからね。雪の日なんかは骨身にしみるんですよ、高齢者は。大変なことなんです。ところが、その2年間、部課長さんは一回も来たことがない、朝。それから、午後は15時と16時の2回に分けて帰るんです。そのときに1回、学校課長がどこかへ来たついでに寄ったんじゃないだろうが、来ただけです、記憶にあるのは。

だから、あなたらは、私が厳しい、厳しいと言うても、その状況を見ておられんのかから、その厳しさの状況は把握しておられんと思うんです。その中で、把握しないままで「ああ、学校教育をやっていますよ」というぐらいのことでは納得できないんです。うちの辺のご婦人にたくさん出てもらっておりますが、申し訳ないですよ、そういう方に。だから、ちょうど部課長さんの通勤途上にあると思うんです、7時半ごろというたら。まだ通勤もしておらん、家を出ておらんかもしれませんが。そういう状況の中でやってあって、全く無報酬でやっておるのに、その状況を把握しなきゃならん立場にある人が全然その状況を見もしないで適当な答弁をされたのでは信頼できんのです。だから、二、三カ月に1回でもいいから、来て見られたらどうかなと思うんです。最近、特にこの前、総務文教委員会でこの問題を取り上げたので、厳しく言うておりましたら、一時途絶えておったのが、最近になって車に1人だけ乗ったり軽トラに乗っている若い職員の方が15時か14時ぐらいに回ってくるんです。ところが、立っておる奥さん連中に会釈もしない。全く情けないということを言うております。だから、町長、そういう状況なんです。そこらのところを、7時半ごろ、毎回来いとは言いませんが、二、三カ月に1回でもいいから来て、1回見られたらどうかなと思うんですが、そこらの考えはどうですか、教育長。課長がいいかもわからん。該当する人はね。それは8時半から就業開始だから、私が「来なさい」と言うことはできんしね。これは積極性を持ってそういう状況把握のためにおいでになるということは必要じゃろうと思うんですが、どうですか、それをひとつお答えください。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）現状を正確に把握するということは大変必要なことでございますし、毎日というわけにはまいりませんし、6校ありますから、インターバルを持って現状を把握したいと思います。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）次に、教育長がお答えになった学校教育について、私はるる細部にわたって、こういう状況でこんなことが大切ですよということを、まあこんなことを質問せんでもいいような、横断歩道の中へ、線内を渡れとかというふうなことを申しましたけれども、そこらの状況を見ていただければ、それをしっかり守らせにやいかんということと、学校教育はいろんなところから出ていただいてやってもらっておるんですが、私が考えるのに、私が立っておるところだけでも8グループぐらい来るんです、朝、横断

旗を持った班長さんが連れて。それがなかなか話しても徹底しないから、一案ですが、石灰でもいいから、グラウンドに横断歩道表示をして、自転車の渡るところも表示して、班ごとに班長さんにこういうふうにして渡るんだということを、笛を吹いて、旗を前に出してまとめて渡りなさいというようなことを手とり足とりで教えていただかないと、簡単に口で言ってもらったり教室でやったのでは無理だろうと思うんです。そんなに簡単にいかない。これは2年間の教訓です。子どもたちは特に低学年が、校長先生にお願いしておっても、校長は教育しますと言うけれども、いざということになったら、やっぱり低学年が理解できんです。中学あたりは校長に言うておいたら、結構やりますよ。朝「おはようございます」と言うのだって中学生がよくやるようになったしね。高校生は悪いんですけどもね。そこらを教育の方法としてそういうことをおやりになったらどうかと思うんです。

もう一つ、家庭に対する教育はやっぱりPTAとかを通じてもなかなか徹底せんのです。そういう時代じゃない。私は威張るわけでもなんでもないが、今の矢野の子どもが殺害されるより1年半前から我々は実際に活動しておるんですから、その際に、平成16年10月と12月にこういうチラシのようなものをつくって、全校生徒の家庭に配ってもらったんです。うちの自治会にも配ってもらいました。これは自治会でつくったやつです、その前のやつ。このことには、あの事故があってから安全マップとか何とかと盛んに言っていますが、私は1年半前に安全マップをつけて、こことここが危ないですよということを保護者に知らせておるんです。どういうふうな注意をしなさい、横断歩道はこう渡りなさい、自転車はどこを渡りなさいということをこういうふうに書いて各家庭に配りました。それでも徹底せんのですからね。こういうことも必要じゃないかと思うんです。口であそこの先生に言うて子どもに言うたら伝わるぐらいに思ったら、とんでもないです。そこらのところをどうですか、1つ。お答えください。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）通学の登下校での子どもたちは集団登下校していますから、そのやり方ということですが、交通安全については、教科ではございませんが、特別活動の中で学校では取り組んでいるわけです。結構マニュアルももう出ていまして、いろんな場合を想定してやっているわけですけども、数が多くなるとなかなか徹底しにくいというようなところもございます。これは、そうはいつても、ちゃんと徹底しないと、事故に遭う確率が高くなりますから、よくよく登下校時の横断の仕方等もしっかり徹底してまい

りたいと思います。昨今の情勢からして防犯の方に力点が、軸足がかかり過ぎて、交通安全の方がちょっとおろそかになっているのではないかとこのころも感じますので、そこらも含めて指導してまいりたいと思います。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）大変難しい問題ですが、しかし、あらゆる手段を講じてやらないと、これも子どもの命にかかわる問題ですから、非常に危険な状況にあるということをよく把握していただいて、時には来て見ていただいて、それを徹底していただきたいということです。

次に、2番目は、今度は町長が答弁されたんですが、これも非常に問題があるんです。今の学校と地域のつながり、PTAとのつながり、学校の中の校長と先生のつながり、2年間も立って、子どもの姿勢を見、放課後、下校時に先生が送って出られる姿、その状況、保護者が来ておられる状況を見ておるとよくわかるんですよ。だから、そういうのをよく見てほしいと言うんです。学校長に伝えておいてなかなか徹底せんのですね。この間も矢野西小の方のことですが、今一生懸命PTAと自治会と学校がやっておるけれども、そこへおる方に、あそこは民生委員の方も出ております。いろいろ意見を聞いてみると、学校の先生はだめじゃ、サラリーマンだから。校長1人がやっておるけれども、職員は動いておらんということを言っていますが、なるほどなと思ひ当たるころがあるんです。出てくる先生は決まっておる。そういうことがありますので、よく把握していただきたいというのと、この前、町長に申し上げたいんですが、中がばらばらだということ、腕章が足りないので、いい腕章を交通安全協会か何かがつくっておるので、それをくださいと言ったら、あれは警察にあるんだから、警察に行ってくださいと言うんです。私とすれば、親切心があれば、警察に行って、10個要るのなら10個もらってきてもよかったんですが、それなら行くわと言うて警察署に行って、かけ合ってもらったんです。そうしたら、非常に少ないんだけど、あなたらの行動というのは非常にありがたい、感謝しておりますと。警察にも生活安全課があるんです。そこが非常に丁寧に対応してくれまして、すぐ10数個集めて持って帰らせてくれたんです。町はくれなかったんです、そのとき。そんなものは警察へ行けと。私が言うてそうですから、町民が来たら恐らく行きなさいと冷たくあしらっておると思うんです。そんなこと。

それから、課長は来ておるかな、生活安全課。各自治会5セットずつやろうと言うたんです。ボランティアを募集したら、あの当時600を期待したのに、45とかしか集まっ

ていないと。さらに再希望を募って、また出てくるかもわからんから、今は上げられませんかと言うたんです。何回行ってもくれなかった。私は「おまえはばかか」と言うたんだがね。これはなぜかというたら、我々が活動しておることを掌握していないから、そんな言葉が出る。全然来たこともない人が、もう少し謙虚に耳を傾けて、どこへ腕章とかそういうものを上げればいいのかということをやっぱり確認して答えにゃいかんと思うんです。そこらのところが不十分であって、これはもうけしからんと思うんです。私は特にこの場をかりてそういうことをしっかり言っておかねば、やる気があるのか、ないのかがわかりません。今は4人ぐらい、ここに担当する課長がおられるんだがね。だから、そこらをよく自分の職務をわきまえて、どういうふうにすればいいのかと。自治会の中へ5つずつ、あるいは同数ずつ平等に配ればいいのか。働いていない自治会がいっぱいあるんですよ。それを一生懸命寒い時期、暑い時期もやって。暑い時期は昼間3時、5時というたら、こたえるんですよ、これも。それを一生懸命やってくれておる人、いっぱいそういう組織がある。それに対して、5個ですから上げられませんかと頭から言うようなことではだめなんだ。そのことについて生活安全課長、どういう考えなのか、教えてください。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）活動状況につきましてですけれども、議員がおっしゃるように、過去ずっと活動していただいて、大変感謝をしております。グッズの配布のことにつきましては、今後とも皆さんの方のご意見を伺いながらやっていきたいと思っております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）今はそう言うて答弁しておけば済むように思っておったらだめなんだね。やっぱり町民のために真剣に考えてくれにゃ困るんだ。

それから、余り長くやってもいけんが、真剣に取り組んでおられる姿勢が伝わらないということは、今の担当4課の課長さんがばらばらで、意思統一ができておらん。我々が質問すれば、行ってからお願いすれば、その答えがばらばら。そういうところが問題があると思うんです。そこらをしっかりしていただきたい。それが、町民の方が来られたりしてそういうことをお願いしても、その答弁がばらばらで、やることもばらばらでは、ボランティアを一生懸命やっておる人の意欲をそぐんですよ。ボランティアなんていうのはなかなかね。そうでしょう。600人期待してから、当初は45人しか応募者がなかったということはどういうことなんですか。これはやっぱり真剣に町自体も取り組ん

でくれておらんから、そんなことになるんじゃないと思う。それを平気でおられるんだからね。今は何回も募集をして117名とかになったそうだけれどもね。それも、募集するところが学校なんですよ。自治会そのものが動いていない。学校の校長に任せておるというようなことなんです。だから、真剣味が足りないなと思うんです。それで、これは教育課長が担当じゃけん、そこを確認するが、なぜ統一できないのかということ、どこが窓口になったらいいのか、窓口がばらばらだから、行ったところがまちまちというようなことをおっしゃるんですよ。教育課長、窓口はあんた方じゃろうと思うんだがね。対策本部はあんたのところじゃけん。それをまとめて意思を統一して、これはほかの課長も、今の課長のところに行ってくれということにするか、何回も会合を開いて意思統一をしておくということが極めて大切じゃろうと思うんです。どうするんですか。まだ今でもばらばらだよ、教育課長。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘の件をいろいろ聞かせていただきまして、確かに当初できたときにはかなりそういう戸惑いがあったということを思っております。今ご指摘のことを十分に把握しながら窓口の一本化、そして徹底するような連携プレーができるような体制をつくっていききたい、こういうように考えております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）次は、下校等についての質問でございます。午後の一斉下校について。水曜日は全校生徒が一斉に下校するんですよ、13時に大体ね。その際にはまとまるんです。先生がグラウンドに集めて、教頭や校長が出て、各先生も出て地域ごとに帰っていくから、ちゃんと地域ごとにまとまって下校するんです。私はそのとき、横断歩道だけ面倒を見てやる。だから、今のところは、新入生がおるから、1学期だけじゃろうと思うんですが、お母さん方が結構来られるんですね。迎えに来られて一緒に帰られるから安心しておれるんです。去年も学期末になったら、保護者ももう来られんです、ごく一部しか。全然来られん地域もあるんです。恐らくこの1学期が終わったらそうなるんじゃないかと思うんです。当番でやっておられるんじゃないかと思うんです。お父さん方が仕事を休んで来られると困るから、送って来たり、帰りも。それはこの1学期で恐らくなくなる。だから、私は学校にもいつもお願いするんですが、帰りにもばらばら帰らないように、一斉下校できるような体制を整えなさいと言うんですが、それでも、今でもそうですよ。15時のときは、低学年1年生だから、まとまって帰るんです。お母さん

も迎えに来る人が多いし、まとまって帰る。16時になったらばらばらになるんです。だから、どこかのまちで、テレビとか新聞でもやっていましたが、15時に低学年の授業が終わったら、1時間ほど空き教室か何かで4時まで低学年を待たせて、自治会とかPTAとか、余った学校の先生とかで、学校の先生は時間内だからいいと思うんですが、お話し会をするとか、ほかの教育をするとか、補習教育をする、いろんなことをして1時間待たせて16時にまとめて帰ると。現場におってみたら、よくわかるんです。15時にまとまって帰る日は非常に安定し、安心感を持って見られるんです。だから、2回に分けたら、後団の方はばらばらになるんです。だから、そういうことはできないかなという。学校の問題があるかもわからん。よその町でやっておるところがあるんです。そこらを十分に検討していただいて採用していただいたらいいなというふうに思うんですが、これは町長がおやりになることか、教育長が答弁されることか、どちらでもいいですから、お答え願います。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）集団下校のことなんですけれども、我々としては早く今のような異常な状態がなくて、普通に授業をして、普通に終わってそれぞれが帰っていただくのが一番いいと思っているんです。ただ、今は異常な状態が日本列島全部を覆っていますので、やむを得ずやっておる例外的なことだろうと思うんです。どこもそれは大人の方も教師も保護者も感じておられると思います。議員のご指摘のような、4時まで待たせて帰るということも1つの方法であろうと思いますけれども、これは学校の授業の配分等の中で考えていかなければいけません。ただ、長く延ばしたら安全の確率が上がるとか、そういうことは多少はあると思いますけれども、ただ、「すぐ、それじゃ、そうしましょ」というわけにはまいりません。十分学校の中で検討させて、それから、それがよいということになれば、そういうことでやっていきたいと思います。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）教育長の考え方は化石的な考え方なんです。私は、家の娘は40何ぼの娘で、子どもも皆成人しておるんですけれども、お父さんの考え方は化石的だ、今の時代はそんなことじゃだめだと言われるんですが、化石的だよ。これから何年たっても、安全になって、見守らんでもいいような時代は来ないと思うんです。これからますますひどくなってくる。そういう状況をひとつ把握していただきたいと思う。十分に検討していただきたいと。見ておって、一遍に下校するときは物すごい安定性があり、安全性

が確認できるんです。2回に分けたらばらばらになる。これを1回にすれば、保護者が迎えに来られるのもまとめて行くし、班長も、低学年、高学年を班長がまとめて帰る。大分上手になるのはなっておるんじやが、そういうこと。学校も、1回に帰るときは先生方が送っております。後になるとほとんど出てこんようになるんです、後団のときは。2名ぐらいおられるけれども。だから、そこらを検討していただいて。それは確かに安全なんですから、そのところを要望しておきます。

次に、産婦人科の問題に入ります。町長は非常にその問題は難しい問題だと言われましたが、そのところをしっかりと真剣に慎重に考えていただいて、ここが町長に努力していただくべきところじゃろうと思うんですが、財務局の何課かは知りませんが、そこらへ行ってもらって。わしは国会議員にもお願いしておるんですよ。今度お会いするようになっていますが。国の施設ですからね。確かに今は東京あたりの公務員宿舎は財政難のときに売り払ってしまうというふうな状況ですから、それがいいか悪いかは知りませんが、あそこも払い下げられるという情報がありますので、全部くれというわけじゃありませんから、三、四百坪、今全然入っていないところがあるんですが、そこらを公費のむだ遣いじゃないかといって追及していただいて、ぜひ分けてくれと。本当に今見逃して、せっかくいいチャンスを逃したら、将来これは大変なことをしたと町長が反省せにゃならん時期が来ると思うんです。難しいのはわかるんですが、ひとつ真剣にそれに取り組んで実現していただきたいと。決して安くくれと言うておるわけじゃないんです。町内の用地でも最高の値段をつけるぐらいの人ですからね。だから、それをただでくれとか、安くしてくれというわけじゃないんです。いい条件で買いますということですから、町長、ひとつその決意のほどを最後にお聞かせください。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この産婦人科の病院の誘致の問題も再三住吉議員からもよくお話を聞くんですが、先般も県の方に星型住宅が壊されるということも聞きまして、県の住宅課の方へ問い合わせ、私も行ってみまして話をしましたら、確かに県も国も今は不要なものは払い下げたり売ったりするという方向にあるということを聞いておるんですが、じゃ、今すぐそれを簡単に取り壊したり、のけたりすることがなかなか難しいと。年度もあるでしょうし、予算のこともあるんですし、そこらが民間と違って役所の仕事というのは手間がかかるというふうに判断をしております。ですが、今ご指摘のように、警察の隣の公務員官舎も本当に閑散としております。それらも含めて将来の海田町のいろんな街

並みというんですか、まちの住宅状況も踏まえて努力してみたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（原田）次に参ります。12番、崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。2点ほどお願いいたします。18年度予算の執行について。予算審査特別委員会の結果をどのように考えているか、問うものでございます。また、どのような考えで執行されるか、問うものでございます。

2番目、バリアフリー化について。前の議会もその前の議会でも質問いたしましたが、エレベーターのことはいいんですが、あとの乗りおりの段差の問題がどのようになっているか、問うものでございます。以上でございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に対して答弁をいたします。まず、平成18年度予算の執行についての質問でございますが、予算審査特別委員会の結果をどのように考えるのかとの質問につきましては、今年度の下水道工事について工事内容、現地の状況等を勘案し、大規模工事は工区分け等を行い、適正に実行する予定でございます。

また、今後どのような考えで執行されるのかとの質問でございますが、工事内容、工事箇所状況、施工方法を総合的に判断し、予算執行する予定でございます。

また、委員会の中で、推進と開削を分離発注したらどうかというご提案でございますが、現場の条件等も考慮しなければなりません、極力一括で発注した方が経済的にも施工的にも有利と判断をしております。

続きまして、バリアフリー化についての質問でございますが、前回の議会で申し上げましたように、昨年度に駅周辺のバリアフリー化の検討を終え、先行して自由通路の南北にエレベーターを設置する予算を18年度に計上しております。現在、JR西日本と維持管理区分等の協議を行いながら実施設計を行っております。設計が済み次第、工事発注をし、今年度、完成の見通しでございます。そのほか、プラットホームのエレベーター設置やホームの段差解消等につきましても現在、国・県を交え、JR西日本と整備の時期や財源の確保等の協議を進めておりますが、今後とも早期に実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私が言うのは、予算審査特別委員会のときにも言いましたが、現在の海田町の予算で見ますと、建設工事、下水道工事の、海田町の今の土木関係、建設関係の

仕事自体が減っておる中で、大変事業者も苦しい中でおられます。そういう中で1,000万以上の工事が無いのですよ。それじゃから、私が海田町の今の土木関係の人のあれでも、海田町の中の業者に仕事ができるように、やっぱりそういう振り分けとかいろいろして、海田町の業者をなるべく育てるような気は、そういう考えを持ってもらいたいですよね。というのが、町長もご存じのように、私も昨日、熊野町長、坂町長と話をしましたね。自分らは極力そういうふうにやってやると。そういう地元のことを考えておられるから、個人的な考えじゃが、坂町の町長らでも、3期でも無投票でも、やっぱり地元のために尽くして、地元をかわいがっておられるから、そういう結果になると思って私は言いよるんですがね。昨日も話をしたら、実際にそういう気持ちで仕事の発注をしておるといふ、町長も昨日私が話をしておったけん、ご存じだと思いますが。それで、海田町の下水道で、はっきり言うて、仕事はこのたびはないのですよ。3件あるうちはもう皆出されていますよね。これが私が特別委員会のときに、推進工法と開削工法を分けて出したら、地元の人でもなるべく仕事が回るんじゃないかと言うたら、3月の町長の言われたことは「審議の過程におきまして皆様から賜りましたご意見やご要望は重く受けとめ、新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいりたいと思います」と。ね、町長。議長も言われていますよ。いいですか。「意見や要望が十分反映されますよう特段の配慮を払われますように」と。ここまで言われておって、それが全然生かされていないということは、全然頭がないということじゃないんですか。そこらはどう思われますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今回の入札の結果とか金額の問題についての指摘じゃろうと思うんですけども、実際にこれまで、海田町も約8割ぐらゐの下水道工事をやってこられました。しかし、確かに私も町内の業者を優先というのは頭に必ず先行して持っておりますが、施工上、能力と申しますか、推進工法とかというのはかなりの高度な技術と専門的な分野が十分果たされないとこれができないことがたくさんあるというふうにも私も建設の方から聞いていますので、そこらを含めて今回の発注をさせていただいたということでございます。しかしながら、この中でも少しでもということで、分離発注をさせてもらってやっているというのが現状でございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）町長は全然この中身をわかっていないんですよ。というのが、この承認

案件が3件ありますね。私が言うのは、業者を考えてやれと言うんじゃないんですよ。中に推進工法と開削工法が分かれていますよ。推進工法は推進工法で、それは金額にして、ある程度ありますよ。開削工法を分けてやるところが、この出された3件の承認案件の中を見たら、分けたら何ぼでもできるじゃないですか。私はそれを言うんですよ。分離発注ができません、できんと言うて、これは皆、分離発注ができる。それは専門的なことはあなた方はわからんと思われませんが、分離発注を現にやられたことがあるじゃないですか。コストの分でも、予算が足らんかったから推進工法でやって、後から開削工法を別発注されたこともあるんじゃないから、やろうと思ったらできるじゃないですか。現場のこの図面を見てみなさいや。皆さんはわかるか、わからんか、私らもやりよったんじゃないから、どれが分けてやられるか、どれが分けてやられんか、わかるじゃないですか。そのように配慮をしてくださいと予算委員会のときに言うておるんでしょうが。1,000万の予算の中で590メートルも開削工法がある。これは分離発注しようかと思ったら、易いことじゃないですか。だれも推進工法を分離発注せいと言うているんじゃないんですよ。2番目の1億2,000万の中には250メートルからの開削工法があるじゃないですか。3番目の9,000万の中には270メートルからの開削工法があるじゃないですか。1回に出したら、それは経費の削減か何か知りませんよ。それも大事かわからんのが、地元業者の育成も大事じゃないんですかということはずっと言うておるんですよ。地元業者でやったら地元に落ちてくる金も多いでしょう。そういうことを少しでも考えられたことがあるんかという。既にこの3月の予算の委員会の後にこう言われておるんだから、しようがないでしょうが。どこに重く受けとめてどうのこうのと。どこに生かされているんですか。どうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）議員ご指摘のとおり、深く受けとめておりますけれども、今言ったように、3件のうちいわゆる国信地区の污水新設工事については分割発注しています。分けています。それで、寺迫の污水地区の污水工事についても分けております。1件だけは技術的な問題で分けておりませんけれども、3件のうち2件を分けております。分割発注するようにしております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）これは後の承認案件のところでも言いますが、分けています、分けていますと言うんじやが、中のほんまに一部ですよ。私が言うのは、今もメートル数を言う

たように、590メートル、250メートル、270メートルとある中で、ある程度な、9,000万が落札……。これは後であれします。後でどれだけ分けられたかがすぐわかりますから。そういうことで、地元業者の育成のためにも、ここで言うても、分けていると言われるからあれじゃが、実際に言って、分けたうちに入らんのですよ。何回言うても一緒じゃけん、承認案件のところでもう1回言いますが。

それと、バリアフリー対策のことです。駅の段差、ホームの段差ですよ。私は今ごろ、電車に乗る機会が物すごいあるんですよ。35センチか40センチぐらいありますよ。ほんまに自分がおりたり上がったりののもやりにくいんですよ。なぜやられるかという、町長ね。昔は線路を補修するのには、砂利を入れたら、古い砂利を持ってどけよったんですよ。今は砂利を入れて、だんだんだんだん高くして、古い砂利は取らんのですよ。わかりますか。それじゃから、線路がだんだんだんだん上がってくるんですよ。じゃから、経費節減のためにJRはそういうふうにされて、今は昔と工法が違いますからね。そういう工法をされますから、だんだんだんだん上がって、下がるということはないんですよ。そうじゃから、JRが悪いんじゃから、JRにその段差を、入れた分ほど上げてくれと言うのは、それは私は当たり前じゃと思うよ。当たり前じゃと私は思います。それは利用客のために、利用客がおらんかったらJRもだめなんじゃから。それで、JRに言われるのに、町長に聞きますが、もしか捻挫でも骨折でもしたら、それはJRが全額補償してくれるか、やっぱりそこまで問い詰めにはだめなんですよ。そうじゃないですか。昔は入れた分だけの砂利は撤去しよったんです。今はそうじゃなしに、古いのに新しいのをやって詰めるんです。工法が昔と今とは違いますからね。そうじゃけん、駅のホームが、だんだんだんだん線路が上がってホームが下がってくるんですよ。線路が上がるから、ホームが低くなるんです、必然的に。だから、JRも経費節減かどうか知らんが、JRのやり方も悪いんですよ。JRも悪いんじゃから、今の捻挫や何じゃかんじゃしたときにはJRがそれだけしてくれるあれがあるかないか、そこまで検討して答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）専門的な分野で崎本議員からお話を聞いて、この前もこの件について、今の線路がどんどん上がってきたということについては我々の方もそういう知識もありませんでした。過去の経緯からいきますと、そういうことが何十年間こうして今までいっておるわけです。しかしながら、実際行って見たら、38センチあるんですよ。この前、

わしも行って、はかってみたりしたんですがね。それを解消するのはどうかといったら、やはり今の時点ではホームのかさ上げしかないんですね。そのために、今、ＪＲ西日本の方へそのことについて陳情してお願いしておるのが状況でございます。

○議長（原田）崎本議員。

○１２番（崎本）だから、私が言うのは、38センチでも40センチでも、ありますよ。だから、町長、年寄りとか障害者とか、ほんまにやりにくいんですよ。だから、私が言うのは、捻挫でも骨折でもしたら、ＪＲが全面的にやってくれるかと。私はなぜそういうことを言うかというたら、ＪＲも行って言われたらわかりますが、車いすじゃなきゃ上がれん人がおるんですよ。それでも、ＪＲの職員を呼んでくれたら、負うてでも抱えてでもしてあげると口では言われますが、実際言うたら、呼んでも来られませんよ。それが現状じゃけん。そうじゃから、私が言うのは、そういうあれするときにけがでも何でもしたら、ＪＲが全部責任を持って対処してくれるかと。そこまで確信を得て町長はやっぱり答弁をここで言うてもらいたい、私はそういうふうに町長に今質疑をしようんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましても、先般ＪＲ西日本に行ったときにも、これだけの深刻な問題をどうしてくれるかと私も担当と一緒に強く話したこともありますし、以前、助役で来ていただいた久保田さんもその件について十分ＪＲにしっかり話してもらっているんですよ。しかしながら、ＪＲが全然反応が非常に鈍いということとあわせて、今回も４月じゃったですか、中国運輸局長さんの方にもあわせてこの件も陳情に行っております。またこの議会が終わり次第、快速電車の問題も含めてお願いに行くつもりでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○１２番（崎本）なぜ、しつこいようなんじゃが、私は福祉でＪＲへ行ったときも、はっきり言うて、私らと反対の立場やったら、おたくらはどういう考えをされるかと。反対の立場じゃったらどう思うかとはっきり言いました。そうしたら、反対の立場はよくわかりますと。じゃが、ＪＲがああする、こうするは言われんから、どういうふうにした方がいいか、おたくの意見も率直に言うて聞かせてくれと。だから、私が今言うように、骨折でもけがでもしたらどのような対処をしてくれるか、そういうことを交えて検討されたらどうですかということを言います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど申しましたように、あわせてそういう件につきましても一生懸命陳情してお願いしたいと思います。

○議長（原田）次に参ります。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。数点にわたってお尋ねいたします。

まず最初は、国民保護計画と平和についてお尋ねいたします。さきの議会で海田町国民保護本部と緊急対策事態対策本部、海田町国民保護協議会の条例が多数をもって可決いたしました。この議案は表決のときの討論で本質を明らかにいたしましたが、また改めてたずねるものでございます。これは武力攻撃事態法7法案に基づき、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、これを国民保護法としております。この7法案は、米軍の行動を円滑かつ効果的にする法律は米軍支援法など2法、自衛隊の行動を円滑かつ効果的にする法律は、予測事態から、土地・家屋の強制使用などの2法、そして国民保護法、国際人道法の実施に関する法律で捕虜取り扱い法、そして空港、港湾を米軍と自衛隊が優先使用等の特定公共施設など利用法とあります。問題なのは、アメリカの先制攻撃戦略に従って、日本が武力攻撃を受ける前から自衛隊や日本国民、地方自治体を動員する仕組みをつくっていることにあります。もう一つは、日本国民、地方自治体、そして民間組織に対して米軍と自衛隊の軍事行動への協力を強制的に義務づける仕組みでございます。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、質問1、ですから、この国民保護法の海田町の一連の条例は有事法制の武力攻撃事態法に仕組まれており、一つ一つが切り離されているものではなく、密接な関連を持っており、完全に戦争を前提として、そして地方自治体や国民、民間への米軍と自衛隊への支援・協力の義務づけが一段と強化されることになりましたが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

2つ目には、国民保護法で自治体の計画づくりが求められておりますが、国、県、町はどのような保護計画ですか。今後はどのような取り組みになりますか、お尋ねいたします。

次に3つ目には、現在、政府は憲法を変えようと、国民投票法案の提案の動きがあり、急速に具体的に進んでおります。その背景には、憲法を変えるのが前提で、その憲法を変える目的はいろいろ改憲とか加憲とか言いながら、世界に誇れる、平和を維持するかなめになっている憲法9条を変質させようとしております。特に、現在の自衛隊は憲法上、現実と合わないとして、今の自衛隊を自衛軍にしてつけ加えようとするものであり

ます。国際協調の名のもとに自衛隊を軍隊にし、そしてその軍隊が、緊急事態だとしてアメリカ軍と同じように出撃する。今までの自衛隊は自衛として位置づけられておりましたが、今度は軍として、敵から守るのではなく攻撃する目的を持つようになります。このように将来の平和がだんだん脅かされようとしておりますし、憲法改悪と国民保護法は戦争準備であると思いますが、お尋ねいたします。

続いて、行財政改革と暮らしについて。小泉首相は「改革なくして成長なし」とか「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」を繰り返し、郵政民営化と構造改革の加速を強調し、地方行政改革を求めています。私たちは、町民の暮らしを守り、町民とともに真の改革には積極的に協力するものでございますけれども、どうも交付税や補助金の削減で、本当の改革ではなく三位一体に対する対応のための財源対策という印象が前面に出て、何もかも削減、また逆に大幅な財源不足を理由にした増税や負担増を求めているのは本当の改革ではありません。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、質問1、行財政改革に当たって、財政事情だけから出発するのではなく、町民参加で町民の暮らしや要求を基礎に置き、真に必要なサービスは何かを見きわめながら改革を進めていく必要があります。この観点が消極的と考えますが、どのように考えておられますか、お尋ねいたします。

質問の2、特に今年度からの組織再編と行財政改革でこれまでの行政の福祉・教育政策にどのような影響を与えますか、お尋ねいたします。

次に、県の権限移譲についてお尋ねいたします。市町村合併が進んで、県内で14市9町で合計23市町となりました。全国では3,232市町村、99年3月当時ありましたが、今年の4月1日で1,820となり、広島県は全国で一番合併が進み、86市町村の減少率は73.3%であります。2番目には愛媛県の70から20になり、減少率は71.4%で2位であります。一番進んでいないのは、9割近い市町村が残っているのが北海道で、全国平均は43.7%であります。いかに住民を無視して市町村合併を進めてきたか、こういう広島県であったかは明確に数字があらわしております。このことによって、県と市町村との流れが変わりつつあります。そこで、具体的にお尋ねいたします。

質問1、新しい段階に入って県との対応、安芸郡内の町村会はどのようになっておりますか、お尋ねいたします。

2つ目には、県からの189項目の権限移譲の事務は、現在どう対応しておりますか、お尋ねいたします。

質問3、安芸郡の4町が手を取り合って知恵を出し、誘致を図る必要がある、特に駅前の区画整理区域内の東側、再開発部分に町の活性化につながるものを誘致する必要がありますが、どうですか、お尋ねいたします。

最後に、J R高架事業の見通しについてでございます。海田町のまちづくりとJ R高架事業との関係で今後のまちづくりに大きく影響するJ R高架事業はどのようなようになっておりますか、お尋ねいたします。

1つには、J R高架事業の進捗は。

2つ目には、庁舎移転の進捗と移転場所の絞り込みはどのようなになっておりますか、お尋ねいたします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に対して答弁をいたします。

まず、国民保護計画と平和についての質問でございますが、1点目につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が施行され、本町におきましても国民保護計画の策定に向けて現在準備を進めております。この国民保護の本来の趣旨は、万一の武力攻撃や大規模テロの際に迅速に住民の避難を行うなど、国、県、市町村、住民などが協力して住民を守ることでございます。したがって、3月の議会で議決をいただきました関係条例が戦争を前提として米軍や自衛隊への支援・協力の義務づけを強化するものとは考えておりません。

2点目の国民保護法における国、県、町の保護計画の内容及び今後の取り組みでございますが、国は基本指針を平成17年3月に閣議決定しており、この基本指針の中で、国としての国民保護措置の実施に関する基本的な方針を示すとともに、指定行政機関及び都道府県が策定する国民保護計画や特定公共機関が策定する国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めております。国の指針に基づき、広島県では地理的・社会的特徴などを踏まえ、県の国民保護措置のための実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めた「広島県国民保護計画」を国と協議の上で平成18年1月に策定しております。これら国の基本指針や広島県国民保護計画との整合を図りながら、本町の地理的・社会的特徴等を踏まえ、国民保護措置のための実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を柱に国民保護計画を策定する予定であります。今後の予定といたしましては、海田町国民保護協議会に計画案を諮問し、

答申を受けた後、広島県と協議を行い、来年3月を目標に策定することとしております。計画ができましたら議会に報告し、公表することといたしております。

3点目の憲法改正、あるいは自衛隊の位置づけと国民保護法の関係についてでございますが、先ほども述べましたとおり、国民保護計画は万一に備えて住民の皆さんを迅速・安全に避難させることを目的として整備を進めるものであって、憲法改正や国民投票法案との関連とあわせて議論することはなじまないものと解しております。

続きまして、行財政改革と暮らしについてのご質問でございますが、1点目の行政改革の進め方につきましては、自主・自立主義、共有・参画・協働、経営資源有効活用の3つの理念のもとに、人づくり改革、サービス改革、スリム改革、マネー改革の、4つの改革を重点事項として行政改革大綱を定め、身の丈に合った行政を行うために改革を進めているところでございます。限られた財源の中で新たに施策を展開していくためには既存の事務事業の見直しは不可欠であり、時代の流れに即応し、住民の方々にとって必要なサービスかどうかという観点から進めているところでございます。今後さらなる行政改革を進めていくために事務事業の評価制度を導入するなど、客観的な判断基準のもとに事務事業を抜本的に見直し、真に住民に必要なサービスを見きわめていきたいと考えております。

次に、2点目の組織再編と行財政改革による影響でございますが、まず、組織再編につきましては、子育て支援に見られるように、関連事業を集約一元化することにより、効率化、スリム化を図りましたが、対応には特に支障は出ておりません。また、行財政改革につきましては、自立したまちづくりの推進を目指し、財政健全化を達成するという強い意志で改革に取り組んでおりますので、理解をいただきたいと思います。

県の権限移譲につきましてはの質問でございますが、1点目の市町村合併の推進が一段落し、その後の県の対応がどのようなになったかのご質問でございますが、現在のところ、県の対応に大きな変化はありませんし、特に支障が生じたりということもございません。ただ、安芸郡町村会につきましては、島嶼部の合併により安芸郡内の町が陸地部の4町のみとなりましたので、新たに安芸郡町長会を組織し、広域行政の推進及び共通する行政課題に対応していくため、引続き緊密な連携を図ることにしております。

2点目の県からの189項目の移譲事務の対応につきましては、現在、189項目すべてに対して本町として移譲が可能な事務かどうかの検討を行っております。また、安芸郡4町連絡協議会を設置し、各町の取り組みについて情報交換するとともに、広域処理が適

当と思われる事務について調査・研究をしていくこととしております。先般の安芸郡町長会において、福祉事務所に関する事務については広域処理の方向で検討することになり、事務レベルで調査・研究をしていくこととなりました。今後、本町の事務移譲具体化プログラムの策定について検討していく必要がありますが、現時点では具体的に決まったものではありません。

3点目の駅前の区画整理事業区域の東側に町の活性化につながるものを誘致することにつきましては、本町といたしましては、土地区画整理事業により既存の道路や駅前広場等の公共施設を再整備し、土地の有効・高度利用が可能なまちづくりを推進し、町の玄関口としての拠点整備を行うこととしております。区画整理事業後に拠点施設を導入するための施設整備計画に基づき、東地区の関係権利者に町の玄関口にふさわしい土地利用と景観形成を図っていただくよう働きかけております。

J R高架事業の見通しについての質問でございますが、1点目の事業の進捗状況につきましては、現在、用地買収の段階で、事業はおくれぎみでございます。また、現時点での本体工事着手の時期についても未定でございます。今後、広島市東部地区連続立体交差事業推進協議会の幹事会等で調整を図りながら事業の遂行に当たってまいりたいと考えております。用地取得の進捗状況につきましては、平成17年度末で海田町域と府中町域を合わせ56.6%でございます。そのうち海田町域は53.1%、府中町域につきましては63.4%となっております。

2点目の庁舎移転についてでございますが、移転候補地や新庁舎機能など、新庁舎の基本的なあり方等を検討するため、4月末に庁舎移転内部検討委員会を立ち上げ、昨年度実施した予備調査の結果を参考に具体的な検討を始めたところでございます。今後、この委員会において議論を重ねながら、今年度中に移転候補地など、庁舎移転に関する基本的な方針を取りまとめていきたいと考えております。ただ、連続立体交差事業のスケジュールが依然不透明であるため、庁舎移転の具体的なスケジュールを立てられない状況でございますので、引続き連続立体交差事業の進捗状況を見きわめながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）国民保護法の問題で、町長は戦争を前提とした保護法案ではない、そのように考えると。あると言うたらいろいろ差しさわりがあるから、もちろんそういう答弁をされるかと思うんです。しかし、国民保護法のその前段階になるのは、武力攻撃事

態法の中にこの法律があるんです。それがさっき言うた7法案の中の1つなんです。だから、幾ら町長が否定をしても、武力攻撃事態法の中にあるんだから、この武力攻撃事態法は戦争を前提としておるんです。その中に仕組みれておるんです。だから、イラクの戦争もそうですね。行くのに全部自衛隊がそういう協力をする。こういう仕掛けがその中にある。その中と同じ法案が仕組みれておるわけです。これに基づいて今、計画をされようとしておるんですが、町長の先ほどの答弁では戦争を前提として考えていないと。これは町長が口で言うだけじゃけれども、しかし、仕組みが今、日本の国の平和が脅かされようとしておるんですね。それは憲法の問題もそうですし、それから、個人情報保護法、これもそうなんですね。これも仕掛けられたそういう仕組みの中に入っている。共謀罪もそうですし、もっと言えば教育基本法も、基本法の中から平和がどんどんどんどんなくなってきたおる。こういう仕掛けがずっとされておるんですね。全体から見れば、大きく平和の問題がどんどんどんどん削られようとしておるわけです。だから、私がその問題について、非常に将来にわたってこの問題が大きく影響するから、重大な問題であるというように考えて質問をしておるわけです。ですから、そういう武力攻撃事態法の中で、米軍の戦争、どこかで戦争をする、そうしたら、戦争協力の義務を町民に押しつけてくる、こういうことになってくるわけです。だから、1つずつお尋ねいたしますが、戦争のそういう事態になってきたら、有事になってきたら、町民の意思より政府の都合が優先されると思うんです。町民の意向よりも政府の方針が。これをどのよう to 考えますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど答弁しましたとおりでございまして、戦争とか何とかは全然毛頭頭にありませんし、国民・町民の安心・安定のためのそういう法じゃないかというように私は解釈しております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それが武力攻撃事態法でしょう。しかも、岩国はもう東洋一の軍事増強をするということであそこに集中して。何でそうなるかというと、アジアのところで全部かなめになっておるのが沖縄じゃったんですね。これがいろいろあって、米軍の都合で岩国に移転をさせる。それから、沖縄からグアムの方にまで、これは全部米軍の都合なんですね。日本国民の都合じゃないんです。こういう仕掛けられたその中で、武力攻撃事態法というのはいざというときに戦争に駆り出そうと。こういう仕組みが法のもと

にある。だから、町民や国民に対して、これを拒否したり非協力的だったら、罰金があるんですね。こういう法律をずっとつくってきておるんです。だから、有事のときには最終的には政府が決定権を持つんですよ。我々、町長が決定権を持つわけではないので、ここに大きな問題が出てくるんです。戦争が仕組まれてどんどんやったら、それは気持ちの上でもみんな高まってくるし、昔の戦争がそうじゃったんですが、本当に平和を求める人までどんどんどんどんそういう。昔は治安維持法という、思想犯を取り締まる。今は共謀罪で、刑事事件とは違うんですね、取り締まりが。相手の考え方を取り締まるというのが共謀罪なんです。これらが全部仕組みがその中に当てはまってきておるんです。だから、私は本当にあの60年前の悲劇、それ以前からずっとあるわけですが、それを繰り返さないというので、こういう問題に対して構えを平和の方に位置づける、この構えがどうしても必要だと思う。もちろん有事以外に、例えば大災害があったとか、あるいは自然災害があったときは、これはほうっておいても自治体が責任を負わにやいかんのです。しかし、そのことの名のもとに戦争準備をすること、これが国民保護法の中身なんです。これは私は将来にわたって大きな禍根を残すということが考えられるんですが、もう1遍、町長は同じ答弁じゃろうと思うけれども、これは本当に大きく将来にわたってある。全国的には、3月議会で言いましたけれども、大分と新潟でしたか、それと沖縄が県でつくっていないんですね。市町村の段階で、今私が知っておる範囲では高知の2つのまちが町の条例を、自治体の条例を否決したところがあるんです。しかし、こういう論議をしていざ採決になると、満場一致で決まったところは数少ないんです。いろいろ指摘をして、この問題が大きな影響を後々残すというので、これは専門家あるいは知識人はいろいろこの問題に対して憲法9条とあわせて今の流れを、やっぱり危険な方向に行く、日本の国も世界の国もアメリカに振り回されて、最後にはどうにも手がつけられない、こういう事態をつくってはいけない、このことを私は思って、国民保護条例の問題について、執行部がそういう計画をする折には住民に対してもっともっと、これは軍事的な立場じゃなくて平和で、大災害から自然を守る、あるいは自然の被害から住民を守る、この立場で私はやるべきだと思うんですが、答弁を求めます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど答弁しましたとおりでございまして、私は有事とか戦争とかという問題は毛頭考えておりませんし、町民とか県民とかが安全・安心をして地域で安心した生活ができるための考え方には変わっておりません。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）続いて、次に移ります。行財政改革と暮らしの問題について。財源の理由とか、それから、国の地方交付税あるいは補助金、この三位一体の削減の中で教育や福祉に対する攻撃がずっと押し寄せてきておるんです。一番端的なのは障害者の自立支援法、これは1割負担というのは、いろいろ制度は緩和するところはあったとしても、制度的には大きな負担を弱い者に押しつけるというのがあるわけで、いざ海田町で機構改革をして財源がないということから、福祉や教育の問題について消極的になったり、あるいは、一番手っ取り早い財源の対策としては人件費を削るというのが、これまで議会の中で何名削るとか、あるいは新規採用しないとかということで、いかにも減らすことが行革のすぐれた成績というか、そういうような尺度で見られたことがありますけれども、議員の中でもそう言う人もおりますけれども、しかし、教育や福祉は人がサービスをつくるので、私はどうしてもそれは、特に高齢化になると、人がサービスをつくり上げるので、この問題に対して町が示した行財政改革、機構改革で大きく影響を与えるのではないかと。さっきの答弁ではそんなに与えないというのがあって、一応私も先の見通しというんですか、一定の判断はできるんですが、しかし、財源がどうしても伴う問題で、今後の教育や福祉に対するそういう対策についてサービスが低下しないように要望し、提案をするんですが、今後の問題について人事の面、あるいは制度の面でどういう推移でいくのか、これをお尋ねしたいんですが、大きな網を打ったようなんですが、答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、行財政改革というのは非常に厳しい改革であると私も認識しておりますし、その痛みを耐えて今後の行政推進をやっていききたい、こういうふうと考えております。その中で先般「分権型社会のビジョンと中間報告」というのが国の方から来た書類があるんです。その中に、今、佐中さんがご指摘のように、子育て、教育、福祉といった、人々の暮らしを支えるサービスを落としちゃいけないというようなことが書いてあるんです。全くこのとおりじゃと思っております。それらを踏まえて、今後とにかくかなり行革をやっても、国民や町民に夢や希望を与えるような行政をやっていないといけないというようなことも、国の専門家がいろんなことを話しておるところにあるんです。それらを見まして、住民が必要とするサービスを自治体が提供することにはどうすればいいんだということを含めて、海田町が行革に合ったような、身の丈

に合ったようなまちづくりのために大きな指針になるんじゃないかというふうに判断、まだこれは十分に読んでいないんですが、さわりだけなのでございますが、もしそういうことから、委員の中にはこの郵政とか警察とか義務教育とか、各方面から専門家が出ておられて、これをまとめておられるので、これらも含めて勉強しながら、我が町にどうしたら改革とか何ができるかということを考えていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）次に移ります。県の権限移譲の問題で189項目。今まで各委員会というんですか、全員協議会であるとか委員会で一定のそういう説明を受けましたけれども、具体的に進んでいないというのが今の結論ですね。基本的には法に基づくそういう制度が全国的になされなかったら、なかなか難しいところが、県の権限移譲で町に移譲するという問題で大きく全国の行政の中で差が出てきたり、負担が大きくなったりするような問題が出てくるので、私はもっと時間がかかるのではないかとこのように考えるんですが、しかし、今、県と折衝して、しかも調査をし、研究もするという答弁があつて、じゃ、具体的にはここ一、二年でどういう方向で進むようになっておるのか、それがわかれば、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）県の権限移譲の問題も各町村それぞれ受け皿が違うというふうに私も認識しておるんです。その中で受けられるものからやっていきたいという考えはありますが、幸いに安芸郡4町が町村会の中にありますので、それらを含めて、先ほど答弁しましたように、4町でいろいろ協議をしながらこの問題に取り組んでいきたい。先般も町長会の際に、県の地域事務所の所長さんを含めて3人ぐらい説明に来られたんですが、条件がかなりいろんなまちで変わってくるということが指摘されておったんですが、そこらも踏まえて、今具体的に例を挙げますと、三次の方で例えばパスポートの交付をやられたと。これらも確かに広島へ出るまで大変だったということから即にやられたというんですが、海田町なんかは広島へ出ても余り変わらないようなこともありますので、やはり地域的なものがあるかと思います。そこらも含めて一緒に4町でそういう協議をしながら、受けられるものから受けていこうというふうな考えを持っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）県の権限移譲で、県も対応に苦慮しておるんじゃないかと私は思うんで

す。というのが、私は全国の市町村合併をずっと調べてみたんです。1,820の内訳。そうすると、広島県が、先ほど言いましたけれども、73.3%の減少率で一番高い。2番目が愛媛で71.4。減少率が一番高い10番目の中に、鳥取県を除いた中国地方が全部入っておるんです。これだけ無理をして市町村合併を進めてきたんです。その結果、一番多いのがやっぱり中国地方と四国なんです。これはもうむちゃくちゃ合併を進めていき、そしてそのねらいは、何回も言うようじゃけれども、道州制の首都をどこが引くかということで綱引きをしたその結果であると思うんです。今まで言いましたが、岡山が中国地方のそうした道州制の首都を、経済の伸びが広島よりもはるかに進むという、伸びの率がね。広島県はそうじゃなくて政令市を持ってそういう首都をつくろうという。この結果のあらわれが、住民を無視した強行合併にどんどん進んできたこの結果であると思うんです。四国は四国で自分のところをそういう首都にするというので、愛媛県が2番目になったんです。これは本当に今の数字で見ると、全く住民を無視した強行合併の何物でもなかったということが言えるわけです。進んでいないのが、神奈川、東京、大阪、もともと大きなまちですから、もちろんそうでしょうが、神奈川、京都、大阪がしていないところですが、続いて下から4番目が北海道なんですね。これは今、212あったのが180になっておるんですけれども、住民の立場で本当に政治をやらにゃいかんということなんです。そうした結果、県の権限移譲で非常に県も困っておるというのが、私が今この数字から見て言えると思うんです。しかし、そうはいっても現実にはこうですから、海田町で活力のあるまちづくりというのはやっぱり県の制度を利用しなければならないというように思うんです。海田町では財源がある程度の限界が出てくるという。だから、駅前の区画整理事業のところ、再開発ですから、地主さんが大きく影響を与えるんです。しかし、そこを援助しながら県の誘致をしてもらって主導権をどんどん与えていくような、そういうまちづくりがあってほしいと私は思うんですが、地主さんや関係機関だけに任せただけでは問題がありますよ。行政としてあれだけ、あれだけと言うたら91億の区画整理だったんですが、それを10億ぐらいですということですから、それはそれだけ金を突っ込んでグレードを上げるんですから、県の制度も出てきやすい状況というか、条件づくりじゃと思うんです。その辺の指導力はどうなのかというのを提案しながらお尋ねするんですが、どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにおっしゃるように、海田の駅前にふさわしいまちづくりということ

に対しては非常に皆さん関心を持っていただきまして、一部はそういうふうな企業の方からもアプローチがあったりするんですが、やはり海田町も、土地は海田町の土地じゃないんですけれども、そういうことの中に入って一緒にまちづくりを考えたいと。そのためには県の指導も受けにやいけませんし、いろんな専門家の知識とか、また地権者の意見も聞かにやいけんという、総合力を持ってこの問題に取り組んでいきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、最後のJR高架の問題でお尋ねします。全体として予算の関係があるから、県も広島市もおくれぎみ、もちろん海田町もそうですが、しかし、そうはいってもそれなりの努力をされて、今言われる平均して56.6%の数字がある。海田町は53.1%だと。でも、52%というのは1年前に聞いたことがあるんですが、進捗としてはなかなか進んでいないなという感触を今受けたんですが、そうはいっても、広島市がJR高架事業、やっぱりあそこはかぎを握っておると思うんです。我々は県が主体事業主ですから、県と広島市がそういう本腰を上げたら、私はたやすくできると思うんです。問題は広島市部分ですが、広島市部分の例えば進捗ですね、土地の取得、どの程度行っておるのか、お尋ねします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）ご質問の広島市域の進捗状況でございますが、現在、平成17年度末で40%の進捗率でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、あとかなりの、平均しても50%ぐらいある。これの土地を買収し、実質、実施計画というのをどんどんつくり上げて高架事業、建設計画ですね。となると、実際今の年数から見て、10年計画でありましたが、時間だけかなり進んでおりますので、実際の見込みは、じゃ、どのように考えますか。大体高架事業に着手する見込み、5年とか7年とかという見込みが出てくると思うんですが、どこら辺から工事に着手するような時期になるのか。もちろん財源の問題もあるでしょうし、それからJRの対応の問題もありますね。先ほどもバリアフリーとかいろいろありますが、海田町の基盤づくりにとっても、あるいは庁舎の移転にとっても、あるいは町民に夢と希望を与えるそういうまちづくりを基本にとっても大きく影響するわけですが、その辺はどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現在、用地買収の進捗率がおくれているということなんですけれども、今、実際に工事に入る前には工事協定というものを行います。これについてはほとんど用地買収100%近いもののときにそういうものを行うんですけれども、これにつきましては、現在我々が予想しているのでは20年に入って、その前半、後半とか、そういうものがあると思います。そこまでは把握できていない。20年代にはなろうと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）広島市のそういう実態を踏まえて今答弁をいただきましたが、肝心かなめの広島県はこのJR高架事業について積極性というか、これまでの感触の中でどういう対応をしておるのか、あるいは今後どう広島市と協議をしながら進めていくのか、この辺、海田町のこういう庁舎の移転も踏まえてあるわけで、実際我々も気分だけ焦って、具体的にどうなっていくよるのかというのが全然つかめんですがね。大きな問題なのに。まだわからんよと言うて、はい、そうですかと、子どもの使いみたいに議会の中でやるのも大人げないなと思ったりするので、実際この1年間、今日を起点として今年の6月から、広島市と折衝についてはどのようなになっているのか。何回ぐらい折衝して、どういう答弁を得ておるのか、あるいは見通しはどのようなのか、お尋ねします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）町長も答弁いたしましたように、幹事会を開いております。これにつきましては去年3回ほど開かせていただいたんですけれども、広島市につきましては、はっきり言えば、広島県との調整がうまくいっていない。特に広島市においては事業に対して前向きではないと我々も思っております。このことにつきましては広島市側にも特に要望なりをしている状況ですけれども、なかなかこれの回答がもらえないというのが現状でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）最後ですけれども、先ほどから言うように、広島県と広島市が仲が悪いからとか、そういう交渉の仕方なのか、回答をもらう、そういう状況ではいかんと思うんです。私は、今日も消防組合のことで行政報告がありましたけれども、一部のところで抵抗があるという。しかし、住民の本当のサービスのためには対応せにやいかんところが、一部の首長だけのそういう考えでできないというのもまた問題があるんです

ね。できなんだら、本当にどういう理由なのかというのを明らかにせんかったら、納得しがたいですよ。消防議会のことは消防議会のことで積極的にどこかの首長がそう言うんやったら、論戦を張ってやってもらいたいし、そうやるべきなんです。さっきと同じように、県がそう言うから、広島市がそう言うから、どうも仲が悪い、話が進まんと。これだけじゃ我々は納得できませんよね。財源が悪いとかそういうことで、財源の措置がしようがないからこうなんだというのならまた話がわかりませんが、すり合わせを見て、話がどうもうまくなっていないようだ。こんな答弁では私はいかんと思うんです。もっと積極的にずっと行って、なぜなのか、どこで問題があるのか、これを明確にせんかったら、話し合いの場でなかった、あるいはけんか腰じゃったとかという答弁ではちょっとまずいと思うんですが、我々も納得するように、財源が不足で、裏は大体わかるけれども、しかし、行政が、お互いがそれは交渉の中で執行する機関の側が責任を持ってそれをやって答弁をしてもらわにゃ困るので、県と府中町、海田町の問題、広島市の問題、これをもうちょっと明確に答弁すべきだと思うんです。そのことを踏まえて今後の折衝のあり方をお尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃいますように、何ぼ海田が全部できても、連続立体は続きませんし、そういうことを含めて私も県の方にも、県と市がとかというような問題じゃないと。これは一体になって物をやらにゃいけんものじゃし、我々のところも5割ほど、50%も用地買収ができておるのに、まだそんなところでごちゃごちゃしてもらっちゃ困るということも、町民とか議会にもそういうことの話ができませんじゃないかと強行には申しておるわけですが、そこらも含めて幹事会でも徹底した議論を述べさせてもらう機会を持ってやっていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は14時50分です。

~~~~~○~~~~~

午後2時35分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。6番、桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原でございます。本日は3点ばかり質問をさせていただきます。

その大きな1、福祉・厚生事業等について。

その1、改正介護保険法について。本年4月施行の改正介護保険法に基づき創設されました地域密着型サービスについて、海田町における介護支援、介護予防等に係る具体策を尋ねるものでございます。

その2、生活排水処理について。

(1) 海田町における浄化槽による汚水処理の実態はどのようになっているでしょうか。

(2) 浄化槽法の改正に伴う浄化槽に対する町の対応策はいかがですか。

大きな2番、海田市駅南口土地区画整理事業等について。

その1、海田市駅南口土地区画整理事業評価監視委員会の答申から7カ月が経過しましたが、当該土地区画整理事業の継続地域及び同事業の除外地域に係る各事業についての進捗状況はいかがですか。

その2、海田市駅南口土地区画整理事業の継続地域及び同事業の除外地域における中心市街地活性化事業との関連はどうなりますか。

その3、除外地域における建築行為等の制限などの制約を解く実行時期についていつごろになるのでしょうか。また、関連適用法令施行前の状態に白紙還元する考えはございますか。

大きな3番、町行政の取り組み課題についてでございます。

その1、国は談合事件の再発防止のため、入札制度、契約方式の透明性や公平性を向上させる必要性と公共工事等のコスト削減効果を高める観点から、指名競争の原則的廃止及び随意契約の見直しに係る本格的な検討を始めております。これに伴う海田町としての入札・契約方式に関する基本的考え方及び具体的対応策はいかがですか。

その2、平成7年に策定されました海田町緑の基本計画について、同計画期間の中間時点が経過しました。その進捗状況及び緑化目標年次に向けての対応策と目標達成見通しはいかがですか。

その3、海田市駅におけるJR快速便の停車並びに乗降ホーム段差のバリアフリー化について、その後の進捗状況及び今後の対応はいかがですか。

その4、海田町の住民意見・総意の町政への反映手法に関する具体策、制度化についてはどのように行政上措置されたのか、伺うものでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問に対して答弁をいたします。

まず、福祉・厚生事業等についての質問でございますが、1点目の改正介護保険法につきましては、地域密着型サービスは平成18年度から20年度までの第3期介護保険事業計画の中で、認知症の方が少人数で共同生活を営むグループホームで介護や機能訓練を受ける認知症対応型共同生活介護サービスと、通いを中心に利用者の状況に応じて随時泊まりや訪問サービスを組合わせて介護や機能訓練を受ける小規模多機能型居宅介護サービスを実施することとしております。

2点目の生活排水処理につきましては、本町における浄化槽の汚水処理の実態は、浄化槽を設置するとき、建築基準法の規定による汚物処理性能に関する技術的基準に適合したものを県において許可されております。許可時には維持管理や法定検査に関するチラシを配布し、適正な管理をお願いしております。

浄化槽法の改正に伴う浄化槽に対する本町の対策でございますが、今回の法改正の主な内容は、新設される浄化槽の放流水の水質基準を定めたことや、法定検査を受検しない管理者に対し、検査を受けることを指導することができるなど、県の指導監督権限の強化や、廃止に伴う届け出の義務づけなどであります。現在、県において管理者に対し、チラシの配布やホームページで法改正の周知をされています。浄化槽の設置の許可や指導監督は県の権限であります。浄化槽の管理者に対し、今後も適切な管理をされるよう県とともに働きかけてまいりたいと思っております。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業等についてでございますが、1点目の事業評価監視委員会の答申に対する海田市駅南口土地区画整理事業の東地区及び西地区にかかわる各事業の進捗状況につきましては、前回の議会でご答弁しましたように、事業評価監視委員会の答申に基づきまして、町としまして十分に検討しました結果、計画を見直し、事業計画区域を縮小して事業を継続することとなりました。この方針に基づいて国及び県と調整している段階で、東地区及び西地区ともに最終的な整備に至っていない状況でございます。

2点目の東地区及び西地区における中心市街地活性化事業との関連につきましては、海田町中心市街地活性化基本計画の中に市街地の整備改善のための事業、商業の活性化のための事業などの各種事業メニューを掲載しておりますが、区画整理事業の関連事業としての都市再生事業が含まれておりますので、東地区につきましては、縮小したとし

でも町の活性化につながる事業と考えております。また、西地区につきましては、駅前
にふさわしいまちづくりを進めていきたいと考えております。

3点目の西地区における建築行為などの制限を解く時期につきましては、現在、施工
地区内に土地区画整理法第76条の建築行為等の制限がかかっておりますが、これを解く
ためには区画整理事業区域から外す必要があることから、都市計画及び事業計画変更の
手続きを経なければなりません。その手続きについて、国や県と調整をしている段階で
すので、その時期を具体的に申し上げることはできません。また、関係適用法令施行前
の状態に白紙還元する考えはないのかにつきましては、駅前にふさわしいまちづくりを
進めるために都市計画及び事業計画決定しておりますので、区画整理事業に代わる新た
なまちづくり計画を地元の方々と一緒になって策定する必要があることから、白紙還元
することはできないと考えております。

町行政の取り組み課題についての質問でございますが、1点目の入札・契約方式に関
する基本的な考え方及び具体的対応策につきましては、まず、国においては、入札談合
の排除を徹底し、随意契約等の一層の適正化を図るため、関係省庁連絡会議を設置され、
今年2月末に国の機関等が当面迅速かつ適正に実施すべき施策を取りまとめた「公共調
達の適正化に向けた取り組みについて」を策定されております。また、地方公共団体に
対しても地方自治法や、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、
さらなる適正化の推進に努めるよう通知がありました。ただし、この具体的な取り組み
につきましてはまだ示されておられません。本町といたしましては、これまでも関係法令
に則り、入札・契約事務を適正に実施してきているところでございますが、新たな電算
システムの構築に伴い、電子入札システムの導入に向けて検討してまいりますし、国に
おける取り組み状況を参考に今後とも入札及び契約事務の透明性の確保、不正行為の排
除に努めていきたいと考えております。具体的な対応策につきましては国からの通知を
待って、現在、町で実施していない施策については早期の実施に向けて検討してまいり
たいと考えております。

「緑の基本計画」につきましては、平成6年の都市緑地保全法の改正により創設され
た都市の緑全般に関する計画制度で、緑の保全・創出・普及に関する総合的な計画であ
り、都市公園の整備、道路、河川等の水辺、学校等の公共施設の緑化、民有地における
緑地の保全や緑化に関する計画でございます。この計画の期間は、国においては平成7
年から平成27年とされましたが、本町におきましては平成11年11月に基本計画を策定し、

27年を目標に進めてまいりました。しかしながら、他の重要施策が山積みしていることもあり、主に総合公園を中心に約12.3ヘクタール整備したにとどまっている状況でございます。都市における緑の保全・創出は今後重要な事業と認識しておりますので、財政状況を考慮しながら、できる限り着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

J R海田市駅への快速電車停車についてでございますが、中国運輸局長のお取り計らいにより、昨年11月22日にJ R西日本広島支社の松田支社長とお会いすることができました。この席で、改めて町民の強い要望をお伝えしたところ、支社長から、平成19年春のダイヤ改正時に前向きに検討していただけるとの回答を得たところでございます。その後、今年4月に中国運輸局長とお会いし、改めてご支援をお願いしたところ、快速電車停車の件も含め、海田町のまちづくりに関して協力できることはいつでも協力する旨の力強いお言葉をいただきました。今後とも、快速電車の停車が実現するまで引続き努力をしてまいりたいと考えております。

ホームの段差の解消につきましては、崎本議員にもご説明申し上げましたように、整備の時期や財源の確保等協議を進めるなど、解消に向け、今後もJ R西日本に働きかけていきたいと考えております。

住民意見等の町政への反映手法につきましては、住民参画と協働のまちづくりを推進していくため、現在、私自身が住民の皆様のご要望に応じて出向き、直接語り合う「タウンミーティング」や、企業、学校及び公共施設に出かけ、住民活動の現場で町民の生の声を聞く「町長のぶらり訪問」を実施しております。また、電子メールでまちづくりについてのご意見を伺う「まちづくり掲示板」のほか、今年度から新たに町内各公共施設に意見箱を設置するなど、住民の皆様のご意見やご要望を広くお聞きすることに努めております。これらの機会を通じて皆様からいただいた貴重なご意見等は、各担当課に周知の上、対応策等を検討し、可能なものから順次実施しております。今後とも、より一層住民の皆様の声を町政に反映し、協働のまちづくりを推進していきたいと考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）他の議員の質問とも重複する点があるかと思いますが、それも含めて再質問をいたします。福祉厚生委員会は先月の9日、行政担当から、今、町長のご回答の中でもありましたけれども、第3期の介護保険事業、高齢者保健福祉の各計画についてレクを受けたわけでございます。そこで、再質問をさせていただきますが、その1

つは、改正法の柱ともなっています地域密着型サービス、これは介護予防サービスを含めて9種類が上げられておるわけでございます。その中で認知症対応型共同生活介護、これは介護予防も含むわけですが、この2カ所については17年から稼働しておりますものをこの計画に移行することで対応されるというように聞いております。これはこの前の冊子の60ページ以降に書いてあるわけで、わかるわけです。そこで、今、社会問題となっております認知症患者とこの施設との介護需給状況は海田町においてどのようになっているのでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）認知症等と診断されておられる方の状況でございますけれども、これは全国一般の平均値でございますけれども、介護認定を受けておられる方のおよそ3分の1は認知症があると言われております。それから、実際にサービスを受けている方についてはそのうちの2分の1が認知症だと言われております。本町の状況でございますけれども、それは現在、介護認定を受けている方は734名だと思いますけれども、そのうちの49.数%、約50%の方が何らかの認知症がある状況になっていると思われま。この方に対するサービスの状況でございますけれども、既存のデイサービス、あるいは認知症関係の方の対象になっておるグループホーム、これら等を利用しながら在宅でのサービス、または老人ホーム、あるいは老人介護施設等での施設サービス等を受けているというのが実態でございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）それと、今申し上げましたように、9種類の施設があるわけですが、その中の小規模多機能型の居宅介護、これは介護予防を含んだ施設ですが、19年度の整備計画に上げられておりますね、1カ所設置するように。これは、19年度になさったというのは何か理由があるのでしょうか。要するに、ほかに夜間対応型訪問介護なんか住民の人がこれをかなり求めておられるように思うんですけれどもね。それをあえて小規模多機能型の居宅介護に、なおかつ19年度に整備計画に上げられたのはなぜでしょうか。

それと、1カ所が月に20人の利用者を見込まれていますね。これは介護需給状況か何か、積算根拠があるのでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）まず、19年度での整備計画でございますけれども、これにつま

しては、いろいろ議論をした中で、本町におきましても1カ所は小規模多機能型の施設が要るだろうということの中でのこの第3次の基本計画の中でのことですので、その中で間に合う、この3年間の中でやっていく上では18年度には間に合わないということで、19年度に設定をしたものでございます。それから、夜間対応型のサービスにつきましては、これは一般的にこのサービスを提供する上では通常対象者が300人から400人がいらないと対応できないと言われております。本町におきましてこの夜間対応型サービス、いわゆるヘルパー等のサービスでございますけれども、これにつきましては現行の通所サービスでも対応できるということと、さっき言いました、規模が非常に大きくなるので、本町ではこれはなじまないと。事業者の方がいわゆる経営的に成り立たんということで、これについては外しております。

それから、小規模多機能の20人の件でございますけれども、これは、小規模多機能施設をつくる上では利用者の状況関係、小規模でございますので、一般的に20名で、あとは通常の今の現行等を勘案して20名を踏まえて小規模多機能型の施設が要るというふうに判断したものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）海田町の財政健全化計画では、19年度は投資的経費が10億3,500万計上されております。そこで、小規模多機能型の居宅介護施設は概算でどのぐらいを見込んでおられるのでしょうか。来年度のことですけれども。これは去年の12月議会で海田町の公共事業の施行順位について質問しましたけれども、ご回答では「基準となるものは設けていないが、早期にパブリックコメント制度や行政評価等の導入を実施し、住民のニーズに対応する公共事業の推進を図っていく」ということでしたので、この検討結果でこの事業の順位はどのぐらいで、19年度に計上されたのもそれに基づいたものでしょうか、質問いたします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）公共事業、事務事業の見直しでございますけれども、これは行政改革大綱の中でもお示ししておりますように、今年度検討をして19年度から実施をするということでございますので、事務事業の見直しについてはこれからその制度について検討していくということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）回答がちょっとくるっていると思うんですけれども。パブリックコメント

制度、それから行政評価等導入を実施し云々と、早くやりますということなんです。行革計画をご覧になっていますか。パブリックコメント制度というのは20年から実施するようになっているんです。矛盾しているじゃないですか。それと、行政評価システム云々というのは来年度から実施するようになっている。12月の議会では、早期に導入してこれに応えますよと言っているのに、全然おかしいじゃないかということで申し上げているんです。その場その場でおっしゃることは立派なんだけれども、だんだんちぐはぐになってきますよね。

時間がないから、次へ行きますけれども、今の計画の第6章の75ページ以下で、私もそうなんですけれども、高齢者にとって極めて喜ばしいことがたくさん書いてあります。絵にかいたもちにならないように実施していただきたいと要望するものなんですけれども、その中で85ページ以下に③で任意事業のことが書いてあるんです。その任意事業という意味が「各保険者が地域の実情に応じて実施する事業である」と。「実情に応じて」というのは、任意といたら、やってもやらなくてもいいというようにとれるわけなんですけれども、もしやるとした場合、実施するとした場合には実施上の具体策及び予算的措置はどのようなになっているのでしょうか。その辺を尋ねるものです。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）今回の介護保険法の改正に伴いまして、いわゆる特定高齢者あるいは一般高齢者等、あとはそれに伴ういろんな事業を展開するようになっておりますけれども、その中でいわゆる任意事業、当然ある程度決まったもの以外の事業でありますけれども、本町におきましては家族介護教室をはじめ、成年後見制度利用事業とか、あとは配食サービスとか、あるいは家族介護教室等々を一応予定しておりまして、これにつきましては当然ながら介護保険の中での事業としてやるようになっております。一般的にその割合は介護給付費の中の2%の中に含んでくるということでございますけれども、本町は2%を超えておりますけれども、その分につきましては一般会計から持ち出してでも事業を展開するというので現在、予算を組んで執行の途中でございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）今の計画書の中の92ページに（3）に「地域福祉の推進」というのがございます。その④に「海田町地域福祉計画（仮称）」と書いてあって、この計画の策定について、この計画の具体的な中身はどんなことで、予算的な措置はどのようなになっているのでしょうか。ほかには障害福祉計画策定事業として68ページなんかいろんな予算

が組まれております。そういう意味で、この海田町の地域福祉計画の策定というのはどんなことで、予算的措置は書かれていないように思いますが、その辺はどうなっているのか。また、この福祉センターの管理を移行しました指定管理者制度、それとの関連はこの計画はどのようになっていくのでしょうか。その辺をお願いします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）地域福祉計画の件でございますけれども、これにつきましては今から策定するものでございます。いわゆる高齢者、障害者、また児童等を踏まえた地域全体での計画ということで、これにつきましては今後19年度以降において策定する予定でございます。次の指定管理との関係でございますけれども、あくまでも指定管理は福祉センターの管理運営を社会福祉協議会に委託したものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）いとも簡単に回答なさいますけれども、本当に大丈夫なんですか、指定管理者制度との関係。それと、海田町地域福祉計画の策定というのは、ほかにいろいろな基本計画には予算がついて、その内容に触れておられるでしょう、この今の申し上げた計画書の中では。この地域福祉計画、これは仮称と書いてあるんですけれども、そこについては予算的な措置とか中身には余り触れておられないんですよ。今から考えるんだというのも何か無責任というか、書いておきゃいいというような感じがするんですけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）先ほど申しました1点目の指定管理につきましては、あくまでも福祉センターの管理運営を社会福祉協議会に委託したものでございます。次の地域福祉計画につきましては、これは仮称としておりますけれども、今からつくるということで仮称という表現をつけておりますので、当然ながら、予算としてもしておりません。これから財政当局と相談しながら予算をつけていただくということになってこようかと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）第6章の「高齢者保健福祉施設の推進」ということで75ページから97ページまでいろいろ書かれています。それと、第7章の「高齢者保健福祉に関する行政等の体制」というのが、これは99ページから101ページにかけて書かれているわけです。立派なことが書かれているわけですが、今の話では3年間のことを皆今から考える

ことだと言うのであれば、このたくさん立派なことが書いてある18年度の予算に計上されているものはどのくらいあるんですか、18年度に。何もかも皆、今から考えることでと言われたのでは、この前レクを受けたこととは大分違うんですがね。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）一般的に高齢者保健福祉計画というのは大体5年置きに見直すものでございます。通常は介護保険の事業計画が3年ごとの見直しがありますので、そのときにあわせて見直すということで、ここに書いてありますけれども、5年スパンの3年見直しということでここに上がっているものでございますので、それに伴う予算につきましては、それぞれ必要な予算についてはその事業ごとのでき得るものからやっていくということで、今回の介護保険事業計画の中にもその中のうちでき得るもの、いわゆる小規模多機能型についてはこれは19年度以降でしか上げておりませんし、でき得るものについてはすべて上げているということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）時間の関係であれですけれども、2番の生活排水処理についてお尋ねするんですけれども、今年の4月28日午後だったんですが、リーガロイヤルで「生活排水処理フォーラム2006」が開催されて、行ってきました。浄化槽法の一部を改正する法律は、ご案内のように去年の5月20日交付、環境省関係規則の一部を改正する省令はやはり去年の9月26日に交付されて、いずれもこの2月1日から施行されております。このことから、いろいろ浄化槽の実態についてご回答があったわけですが、町行政の施設について18年度予算に改正の趣旨が反映されているんでしょうかね。反映されているか、いないか、わからないとしても、この改正によってどのように影響を受けるのかどうか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）今回の法改正でございますけれども、先ほど町長の方から答弁いたしましたように、いわば法定検査が義務づけられて県の指導監督が非常に強化されたことと、新設される場合の排水の基準が設けられたというのが主なところでございます。町の施設でございますけれども、現在、各浄化槽で排水しておるところにつきましては法定検査は受験しております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）じゃ、具体的に申します。いろいろ予算書を過去のものからひもときますと、海田町役場の庁舎、海田の総合公園、海田市駅の公衆便所、ふるさと館、いろいろ

あるでしょう。それは浄化槽保守点検業務委託料、浄化槽放流、今おっしゃっていた水質検査業務委託料、いろいろ出ているわけです。この前の説明を聞きますと、検査回数がまた来たかというように言われるので、嫌だと言われる人が質問みたいなものでおっしゃっていたんですが。だから、今申し上げたように、改正される前には最低1回ぐらいでいいとかというようなことも話があったんです、省令なんかの改正との絡みで。だから、今回の浄化槽法の改正で、18年度の予算にこれらのことは具体的に配慮された上で予算を作成されたんですかということを今聞いておるんです。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）町の公共施設におきましてはそれぞれ従前から法定検査の経費を組んでおります。それから、汚泥のくみ取り等の経費を組んでおります。これは当該業者に見積もりをしていただくわけでございますけれども、その法の趣旨を踏まえた回数、それから検査手数料となっております。特に最近は、役場もそうでございますけれども、公共下水へつなぐことで経費としては減ってきておると思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）余りこだわる必要……。全部調べられましたか。増えているところもあれば、減っているところもあるんです、去年と今年の予算を比べると。それで今聞いておるんですよ。そういう意味でね。役場の場合は今年増えていますね。2,130万7,000円。去年は813万5,000円だったんですかな。片方ではべらぼうに増えて、片方では減っている。今、部長がおっしゃるように、減っていると思うとおっしゃいましたけれども、その辺のことも、後で結構ですから、調べてみてください。

次に、大きな2番の海田市駅南口土地区画整理事業等について再質問いたします。昨年の3月10日に本事業の継続地域と除外地域について地元説明会が行われて、1年と3カ月が経過しています。この間、国と県との協議中で、これが調い次第、法に基づく計画決定の変更なり事業計画の変更を行う予定であると今まで定例議会でも申されています。今日もそういうような内容のことがあったわけです。町長が今まで1年3カ月の間、国や県と協議をされた内容について、何が協議の内容なのか、課題となったものは何なんだとか、そういうようなことについて中間報告もなさっていませんし、まちづくりを協力し合うという地域の住民に対する説明責任というものはどのように考えておられるのでしょうか。というのは、釈迦に説法ですけれども、改正都市計画法の第3条第3項では「国及び地方公共団体は都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報

の提供に努めなければならない」と規定されているわけです。これとの関連はどうか。もう1年3カ月も住民に対して説明も何もなさっていないということは、この規定についてもどうお考えですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど答弁いたしましたとおり、この都市計画決定になってからのまた今度新しく計画変更するために県と国の調整をするということを答弁しておるじゃないですか。それに対してははっきりしたことが出てこないと説明責任ができない。ですから、していません。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）だったら、そういうことを、この3条第3項の規定ではその辺の情報を入れろと言っているんですよ。なぜやらないんですか。じゃ、何で町はどんどん決めているわけ。法に違反しているのに、やっていくんですか。法に規定されていることを。例えば1つの例を申しますよ。去年の3月の対住民の説明会をやった後、国や県に対して協議に入ったとおっしゃった。それから去年の11月1日に再評価委員会を開いておられるわけです。あべこべじゃないですかね。国や県と協議に入る前に、ちゃんと予算も決まっているわけですから、4月以降に評価委員会に意見を聞くか、説明会を聞いて協議に入るべきじゃないんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）それは桑原さんの方の見解でして、私は町の行政の規約とか条例に従ってこれを行っているのでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）法治国家ですよ。都市計画法の第3条3項に、情報を提供しろとか、知識の普及のことは努めなければならないと書いてあるのに、どうしてですかと言っているんです。その法律は無視して、おまえはおまえの考えだという。私の考えじゃないですよ、法律上こうなっているけれども、どうなんですかと言っているんですよ。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）何度言っても繰り返すようですが、現在その発表する時期まで来ていないから発表していない、こういうことです。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）だから、情報を中間報告でもやるべきじゃないかここに書いてあるから、

どうしてやらないんですかと言っているんですよ。全くどうしてそういうことをおっしゃるんですか。法律でそうなっているんだから、中間説明をやればいいじゃないですか。1年3カ月もほうっておかないで、こういう状態だということを。それで、何が問題点で、こういうことの回答があったから、町はこういうことをやっていますよという、そういう中間報告をやるべきじゃないかと。ここに3条3項に書いてあるじゃないの、情報を入れろって。それでいて協力してくれと言っても、協力のしようがないじゃないですか、何回も言うように。一緒になってやると言っているながら、協力のしようがないです。中間報告も何も入っていないで。それを言っているわけです。

時間があれですから、じゃ、次の西の除外地域のまちづくりに当たって、都市計画法上、市町村の都市計画に関する基本的な方針、基本方針をつくるようになっています。これは8条の2の1項。この基本方針を定めるに当たっては、広聴会の開催等、住民の意見を反映するため必要な措置を講ずるものとする、これも書いてあるんです。これはいつ基本方針を定めるんですか。また、その関連条項で、同法の16条の中に規定されておりますけれども、条例を組まないといけないことになっているんですよ。その条例はいつ決められるんですか。どんどんどんどん進められる前にそういうことをやらないといけないんじゃないですか。その辺はどうなんですか。同じ繰り返しで、おまえはおまえ、おれはそういう考えじゃないと言うなら、それで結構ですわ。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）ご質問の区画整理の時期につきましては、これまで全域5.8ヘクタールをすべて区画整理で事業を整備してまいるということでもいったわけですが、どうしても住民の理解が得られなかったということで、この全域での区画整理を推進するということはもう困難であるという判断のもとに、できる区域、今言いますと、2ヘクタールの東地区の区画整理をまず先行してやっていくということで、当然これは計画決定、区画整理の事業化計画決定も行っております。この事業化計画決定と申しますと、都市計画事業の他の事業の認可と同等なものでございますので、当然計画決定というものを、それと事業計画決定をしたわけですので、計画決定の変更並びに事業計画決定の変更が当然生じてまいります。そういうことで県と協議をいたしますけれども、計画決定あるいは事業計画決定は非常に重たいものでございまして、当然規制もついて回るのでございますので、それを困難である、どうしても理解が得られないということで、そのこと自体を県にわかっていただくのに非常に時間を要しました。そういうことで、

それでは、除外する西地区の計画については、これは除外したから白紙というわけにはいかないよということで、当然計画決定を打っておる事業でございますので、何らかの駅前にふさわしい事業を住民とともに考えるということで県のご理解を得たと。2ヘクタールを先行するということについてご理解を得たということで、かなりの時間を要しました。それで、新しい西地区のまちづくりの計画でございますが、これもいろいろと素案を検討する段階で地域の方々に素案をどうしてもお示ししなければなりませんので、それからいろいろ住民の方々のご意見を踏まえながら計画を練り直していくということになりますので、相当に時間がかかるので、今申された基本計画なり縦覧なり、そういうところまでまだまだその段階が進んでいないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）全然質問の趣旨とピントがくるっていますよ。私は基本計画とかそういうことを言っていないですよ。事業計画決定とか。18条の2の第1項では基本方針を定めなければならないと書いているから、その基本方針をいつ定めるんですかと言っているんです。それと、基本方針を定めるときは広聴会を開くなり、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするという強行規定を書いているんですよ。それともう一つは、16条ではその規定の中に条例も決めろと言っているんです。決めるものとすると言っているのに、それはいつ定めるんですかと言っているので、事業決定へったくれと、そんなことを聞いているんじゃないんです。要するに、区画整理事業を除外されたところは都市計画法か何かでもってやるよりほかはないんでしょう。もう除外したんだと言うのなら。だから、その辺を言っているわけで、区画整理事業決定とか基本計画決定が云々という、そんなことは一つも聞いていないですよ。これは結局、もう1年3カ月もほったらかしにされて、中間報告もなければ何もないのに、ただ住民と一緒にまちづくりをやりますなんて言われても、住民はどうなるのかわからないじゃないですか、今どういう状態なのか。それを言っているんです。この法に照らして、それはいつやられるんですか、いつ定めるんですかと言っているわけです。

次に行きます。先ほど小規模多機能型居宅介護施設のところでも質問しましたけれども、早期にパブリックコメント制度や行政評価システムを導入して順位なりそういうようなことを決めていくというように昨年の12月議会でおっしゃっています。その検討結果で本事業の、要するに東側の事業、それはどのぐらいの順位になるんですか。去年の

12月議会でおっしゃったことは行革とか財政健全化計画とは全然矛盾することをおっしゃっているんです。だけど、いやしくも、一たん言ったことはちゃんと考慮して行革に反映させるべきじゃないんですか。そうじゃないとしたら、どういう措置をとられるんですか、これ。住民は、そうおっしゃったから、そういうように思っていますよ。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）事務事業、いわゆる行政評価でございますけれども、行政評価につきましては行政改革の大綱、実施計画でお示しいたしましたように、先ほどもお答えしましたが、今年度その制度を検討して19年度から導入していくと。その事務事業の見直しの中で今の駅前のそういう東地区、あるいは西地区の事業も含めて検討をしていくということになるのかと。要するに事業の優先順位等を検討していくことになるのかと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）時間がもうないので、何かはっきりしないのであれですけれども、次に行きます。建築制限問題。昨年の9月議会で、これも去年の8月5日の中国新聞記事に関連して建築制限についての質問をいたしました。覚えておられると思いますが、その回答では「県との協議の中において東地区の事業計画の変更が整い、西地区のまちづくりについてもある程度のものができれば、いわゆる建築制限の緩和ができるのではないか」という返事をいただいております」という回答なんです。これとの関連はどうなんですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）区画整理法の第76条の建築行為などの制限でございますが、昨年の3月、これまでの区画整理を進めていくのが困難であるということ判断いたしました、うちの町長が2年間をめどにこの建築制限を解くということを目指したいとお約束しております。これは今、先ほど説明いたしましたように、この建築制限を解くためには区画整理事業区域から外すということが必要でございます。それで、長い間かけて県といろいろ協議をさせていただいて、この制限を解くためには新たな、駅前にふさわしいまちづくり計画、先ほど説明申し上げました、住民とともに、住民が主体となったまちづくり計画の策定が条件ですよということで、要するに区画整理事業の区域の変更、都市施設の変更とあわせて新たな西地区の新しいまちづくり計画を考えなさいというふうな協議結果が県の方から出てまいります。それで、現在そういう、まず住民の方とお

話し合いをするためにも素案をつくるということで、いろいろ何案か持ち寄って検討をしております。できるならば早期にこの制限を外したいと町長はお約束しておりますので、外したいということで今鋭意努力を重ねておるところでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）今、課長がおっしゃったとおりなんですよね。17年、去年の6月議会でそういうことをおっしゃっています。18年度をめどに制限を撤廃していくようにやるということに。18年度、今ですよね。それは皆、窪町の住民はそういうことで、いつ撤廃されるのか、一番関心があるところなんです。それで、平成16年の1月30日に説明会があったんです。これは区域事業の16号にも乗っています。事業が白紙になることも選択肢であるということを説明会でおっしゃっているんです。それで、従来はJRの立体交差事業と区画整理事業はセットであったが、今は流れが変わってきて、両者は事業区域が接しているけれども、事業は別々であり、中止も可能だというふうにおっしゃったんです。そんなことを随分前にずっとおっしゃったものだから、もう間もなく撤回されるであろうというように皆思っているわけです。それが今度は、この前も申し上げましたけれども、最近の広報紙では見解か何かと称して、JR立体事業と区画整理事業は一体化であるとか、全然、前に言ったことを平気でひっくり返しているわけです。その辺が住民は納得できないと言っているわけです。しょっちゅうそんなに町の方の発言がひっくり返るようではどうしようもないでしょう。信用できなくなるじゃないですか。今までの広報紙をご覧ください。うそを言っているわけじゃないですよ。それにちゃんと書いておられるじゃないですか。

次に行きます。それと、中心市街地活性化事業、これは抜本的に見直す段階に来ています。先月の5月31日に改正法が通りましたね。通過しました。これを見ますと、まちづくり機関、いわゆるTMOが策定主体だったのが、活性化計画が地元の関係者の意見をもとに市町村が策定する方式に変わったんです。支援対象事業も変更されることになったわけです。そのことについてどのように考えておられるかという質問を前にしたんです。もう間近ですよ。もう成立しちゃったんだから、考えないといけませんよ。それと、中心市街地活性化事業と皆さんおっしゃっています。だけど、予算をここ数年使っておられるんですか。これも休眠状態じゃないの。ただ中心市街地活性化法というだけであって、海田町がそれに入っているわけですけども、予算的に何をやっているんですか。調べてみたんですが、平成11年度予算で、海田町中心市街地活性化基本計画策

定業務委託料というのがほかと比べて3,561万6,000円計上されています。それと、中心市街地活性化基本計画策定委員会委員謝礼36万6,000円、これは駅前整備か何かのところに載っているわけです。それ以降1件ぐらいあったと思うんですけども、ずっと休眠状態で、何か出ると中心市街地活性化事業とタイアップしてやるんだとかというようなことが出てくるわけですけども、それは今後どのようなになるんですか、本当に。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）ご案内のとおり、この中心市街地活性化事業というものはソフトメニューとハードメニューがございます。そういうことで当初、活性化基本計画の中にソフト・ハード両面を織り込んで計画を立ててまいりました。ソフトにつきましては、今、議員がご指摘のように、TMO等々の設立を目指していろいろと努力をしてまいりましたが、これは地元商工会を中心としたような団体から成り立つものだというので、いろいろと働きかけをやってまいりましたが、これは都市計画部門ではございませんが、他の部署でやりましたが、なかなかまいぐあいには話が進まないということでございます。それと、ハードメニューにつきましては、先ほど町長も申しておりますように、区画整理事業の関連事業の都市再生事業として、いわゆる公共施設部分の上乗せ補助というふうなところでその補助制度を利用しようということでこれまで参ったわけでございます。そういうことで、まだ区画整理の部分につきましては整備の段階に至っていないということで、今後も都市再生事業を利用していこうということでございましたが、先ほど議員さんがご指摘されたように、この中心市街地活性化事業というものは見直しに入りまして、今後はその事業がまちづくり交付金とか、事業そのものもかなりこれまでいろいろ基本計画は全国で立てられておりますけれども、なかなかまいぐあいにいかないという実情を踏まえまして、その事業の見直しを図られたものと理解をしております。そういうことで、かなり補助採択の基準も厳しいものと今後はなってくるということで、これらの利用につきましても再度検討を要すると当局では考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）ちょっと不勉強じゃないんですか。商工会とか何とかというのは、今、課長がおっしゃられたとおり、もうだめなんです。だめだから、今回、改正法が通したんです。だから、TMOはもう関係なくなったんです。それを、何で今まだそれにこだわって言うんですか。TMOはもう関係ないと。そのための改正法じゃないですか。だから、先ほど来言っているように、今度は活性化計画が、今までのTMO主体だったのが、

地元の関係者の意見を聞いて市町村が定めるということになったから、先ほど来、全然中間報告もしないでいろんなことをどんどん進めるのはおかしいじゃないかと言っているのはそのことですよ。いろんな法律が、要するにまちづくり3法がすべて地元住民の意見を聞けと言っているんですから。それを棚に上げてどんどん先へ進むのはおかしいんじゃないのというのが今回の質問の一貫した筋書きなんですよ。

次に行きます。現行の土地区画整理審議会の取り扱いについて、三宅議員も後から質問なさると思うんですけども、この審議会の取り扱いはどうなるんでしょうかということなんです。釈迦に説法で申し訳ないんですけども、法の56条の第4項でその規定との関係を聞くわけですよ。この審議会はその任務を終了した場合においては廃止されたものとすると言っているんです。その辺はどうですか。予算を組んでいますよね。18年度の予算を組んでいます。どういうことなんですかね。地権者が4人しかいなくて、その辺はご勉強になったんだと思いますけれども、その辺のことを。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）桑原議員のご指摘のように、区画整理審議会につきましては、現在も5.8ヘクの事業計画の計画がありますので、生きております。ですから、計画の変更が行われて西地区のいわゆる区画整理事業から外れるという時点において改めて新規の審議会ができるということで、現在も5.8ヘクの審議会が生きております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）この前も話しましたから、余り言いたくないんですけども、もう西地区の人は関係ないでしょう。生きてるといったって、住民の方は区画整理事業で除外されるんでしょう。この前、申し上げたじゃないですか。関係ない人を審議会の委員にして、それで4人しかいない地権者をどうしてということをこの前申し上げたら、おっしゃるとおり、そのようにそれを解きますと。だって、法律に、済んだら廃止されたものとすると言っているんです。もう除外区域だと言っておいて、廃止されたものじゃないんですか。そういうようなことで、その辺をよく検討してください。

大きな3番に参ります。入札制度と契約方式についてですけども、一般競争と指名競争、それから随意の各契約について、年度は問いません。わかっている年度で結構です。大体これ別の実績件数と金額はどのぐらいの割合になっているんでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）ただいまのご質問ですが、実績のデータを手元に持っておりませんの

で、後ほど提出させていただきます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）多分一般競争入札は余り聞きませんよね。それが、今回国の方が提唱しているのは一般競争が少ない理由というんですか、町の方で少ない理由は何ですか。一般競争入札が少ないという理由。それと、海田町として一般競争を、国が言っておるように恒常的に採用して定着させていくとしたら、課題となるものはどういうことが考えられますか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）議員ご指摘のとおり、海田町では一般競争入札というのを今まで実施しておりません。これは、業者の資力あるいは技術力の観点から業者を指名することによって工事の完成の保証をするといえますか、町の方で業者を指名することによってそういった適正な完工といえますか、そこが確保できるような形のことを考えて今まで指名競争入札ということを実施してきております。一般競争入札につきましてそれをやっていない理由といえますか、それにつきましては、ただいまの答弁の裏返しになりますが、能力のない業者が参加したり、そういったことを防ぐ意味からも、今まで一般競争入札を実施していないということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）それは逆じゃないですかね。今まで新聞、テレビでいろいろ言われているでしょう。指名競争は談合しやすいから、一般競争にするんだと国は言っているんですよ。それを、変なやつが入ってくるからとかというんじゃないくて、それこそ一般競争にしたらそんなものは排除されるじゃないですか。といって、1兆5,000億ですか、随意契約をなানাあでやっているから見直せと言って、結局一般競争しか残らなくなっているわけです。だから、その辺、今、課長がおっしゃったようなこと、いろいろ問題があると思うんですけれども、海田町としては一般競争を定着せざるを得なくなっているわけですね、全般的に。そのときはどのようなことの課題が考えられますかという質問なんです。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）先ほどお答え申し上げましたように、これから国からそういう取り扱い、細かいことについて通知が参りますので、それを受けて詳細な検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）もう時間がなくなっちゃったからあれですけれども、じゃ、海田町の緑の基本計画の緑化目標について質問いたします。「人と緑の調和 かいた」という立派な冊子がございます。その中の161ページに、表の6の4ですけれども、緑地整備目標総括表という立派な表がございます。その目標の経過分析の予測値が掲げられているわけですけれども、その緑地目標の達成に向けて寄与率が90%、影響度が90%の地域性緑地に対する主要な対策というのは大体どういうことをやってこられたんでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）ただいまのご質問の主な事業でございますが、これは総合公園を中心に緑化に努めてまいったと。その他、街路事業、それと河川整備、工場地域の緑地帯等々ございますけれども、主力は総合公園を基本に考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）海田町総合公園というのは確かに立派になったんですけれども、割合から見たら微々たるものですね。それほど大きくございません。表をご覧になったらわかると思います。といって、地域性緑地というのが90%ですよ。ほとんどそれでいっているわけです。だから、今のをもう1度よくご覧いただいて、後からでも結構ですから、対応策をお願いしたいと思います。

それと、表の中で人口予測が十四、五%落ちていきますよね。例えば17年度中間地点では3万5,000人になっているんです。だけど、実際には今、3万人を切っているでしょう。だから、そういう点で今後の目標、1人当たりの緑地云々というようなことで、目標年次までにはさらに予測値と実数値が乖離してくるんじゃないかということを心配しているわけです。そういうときは目標値を修正する気持ちはあるんでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）この計画自体が国が平成7年度からということで、実際に町が作成しましたのは平成11年度に作成しております。ちょうど17年ということで中間地点だということでございますが、まだまだその間の4年間のブランクというものもございまして、ご指摘の部分の人口の動向もその当時の予測でございますので、今後、適切な時期に見直していきたい、このように考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）今、少子化だ何だと言っているのに、4年間で急に増えるとは考えられな

いんですよ。

○議長（原田）桑原議員、時間です。発言を制止します。

次に参ります。11番、河野議員。

○11番（河野）11番、河野です。あいさつ運動についてをお聞きします。現在、町内にあらゆる人を対象にしたあいさつ運動というのが広がっております。また、拡げておられます。運用の方法についてですが、ただこれはポスターを張るだけのことなのかどうかということを町長にお聞きいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）河野議員の質問に対して答弁をさせていただきます。あいさつ運動の推進につきましては、息の長い継続した活動が必要であるものと認識しております。海田町青少年育成町民会議をはじめ、各種団体も積極的に啓発活動をしていただいております。また、町職員にも意識啓発をするためのワッペンをつけ、励行しております。今後もあいさつ運動の啓発について有効な手段を使いながら続けていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）再質問をいたします。大変これはいいことだということはみんなわかっておるんですが、なぜ私がこういうことを言うかといいますと、最近、近隣の町、または全国的にもニュースでもわかるように、小さい子どもの非常に痛ましい事件または事故が起きておる。そういうことで、PTAの方だけではさばき切れないので、住吉議員のようにもう何年もボランティアで活動しておられる、登下校の指導または交通のルールの徹底とかそういうことをやっておられるんですが、最近は特にその数が多くなり、学校へのそういった方々の出入りが結構ある中において、そういう人が学校へ行った場合に、この人は何しに来たのかなというような顔をして、物も言わないというような先生がたまにいます。たまにですよ。たまにいるというようなことを聞きました。そこで、教育委員会としてはどのように指導しておられるかをお聞きいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）おっしゃられるように、昨今起こっております、子どもに危害を加えるというような事件が起きてからは心のどこかでちょっと大人も子どもも迷いがあるのは確かでございます。しかし、教育委員会の指導としては、あいさつはちゃんと行うようにということについては、先生も含めて子どもたちの間でもあいさつを交わすようにと

いうことの指導はしております。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）確かにそう言われるように、子どもの方がよくあいさつをしておるように見受けるのでございます。先生の方がしり込みしておられるような感じはだれも持っておるんじゃないかと思うんですが、私もそういう考え方でございます。さらに徹底した方策というようなものをできないものかということをお聞きいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）このあいさつ運動が一日の始まり、「おはようございます」から始まって、その日の考え方というんですか、晴れやかに一日を過ごすということもありますが、今、町内でもこのあいさつ運動、「いつも笑顔で私から」というようなこともワッペンにいろいろ、河野議員の言われるのは、張っておいても物を言わんのじゃからということもあるんですが、そこで、私どもも、子どもにも大人にもとにかくあいさつするという運動を徹底していこうという考えを持っていますので、とにかくあいさつは人より自分から先に頭を下げてあいさつすれば必ず向こうもしてくれるというふうな考えでいったらいいんじゃないかというふうに思っていますので、この運動は拡げていきたい、このように思っております。

○議長（原田）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後4時14分 延会